

不登校等児童生徒を支援し ている民間団体等に関する 調査結果報告書

令和元年 12 月

広島県教育委員会

目次

1	調査の概要	1
2	調査結果の概要	5
3	調査結果	9
	(1) 団体について（基本情報）	10
	(2) 団体について（類型，在籍者）	12
	(3) 団体について（活動，スタッフ，会費等，施設）	14
	(4) 教育委員会との連携について	21
	(5) 学校との連携について	22
	(6) 連携全体について	24
	(7) その他	25
4	ヒアリング調査結果	29
5	付属資料	47
	(1) 集計表	48
	(2) 調査票	53
	(3) 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」	63

1 調査の概要

1 調査目的

本県で取り組んでいる「学びのセーフティネット構築事業」の一環として、不登校等の児童生徒を支援している民間団体との連携方策を検討する参考資料とする。

2 調査内容

- (1) 団体（基本情報）について
- (2) 団体について（類型，在籍者）
- (3) 団体について（活動，スタッフ，会費等，施設）
- (4) 教育委員会との連携について
- (5) 学校との連携について
- (6) 連携全体について
- (7) その他

3 調査対象

不登校等の児童生徒が通う民間団体や，保護者の支援を行う民間団体

4 調査期間

令和元年8月9日（金）～9月30日（月）※回答期限は9月13日（金）から延長

5 調査方法

HP等で把握した団体へ郵送，メール等で依頼し，Webアンケート又はFAXにより回答

6 回答結果

回答数 62団体

内訳	把握団体数	回答団体数
◇ 依頼団体総数	(93)	
① 教育委員会が調査前から把握していた団体	47	34
② 回答のあった団体からの情報提供により把握した団体	46	23
◇ 宛所なし，活動休止等で回答がなかった団体	(9)	
教育委員会からの実質依頼合計（※）	84	57
◇ 報道等で調査の情報を入手し，自主的に回答のあった団体	5	5
把握団体総数	89	62

※ 活動を把握できた団体のうち回答があった団体の割合（62/89団体） 69.7%

7 依頼団体抽出方法

(1) 次の情報から、広島県所在の団体を抽出した。

- ・「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」
(文部科学省，平成 27 年)
- ・『小中高・不登校生の居場所探し：全国フリースクールガイド 2019～2020 年版』
(学びリンク，平成 31 年)
- ・「NPO 法人ポータルサイト」(内閣府)において，目的に「フリースクール」「不登校」を含む団体
- ・フリースクール全国ネットワーク
- ・登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク
- ・ふくやま自立支援ネットワーク

(2) 調査開始後は，回答のあった団体からの情報提供をもとに，インターネットサイト等により団体情報を取得した。

※回答がなかった団体は，宛所不明で返送，公表された電話番号が不通，連絡がついたが活動休止と回答があった団体であり，依頼した団体の約 1 割が，既に活動休止等であった。

2 調査結果の概要

(1) 団体について (基本情報)

- 回答のあった団体は県内 23 市町のうち、14 市町に所在している。そのうち広島市は 27 団体、福山市は 14 団体であり、2 市で全体の 66.2% を占める。(Q4)
- 平成 27 (2015) 年以降の設立団体が 19.6%、平成 22 (2010) 年～26 (2014) 年の設立団体が 27.5% であり、約半数の団体は、設立して 10 年以内である。
ただし、平成 11 (1999) 年以前に設立した団体も 17.6% あり、回答団体のうち、最も設立が古いものは昭和 35 (1960) 年であった。(Q6)
- 法人格取得時期について、平成 27 (2015) 年以降の取得が 19.4%、平成 22 (2010) ～26 (2014) 年が 36.1% であり、過半数の団体が、法人格を取得して 10 年以内である。回答団体のうち、最も法人格取得が古いものは、昭和 60 (1985) 年であった。一方、過去に NPO 法人であったが、現在は法人格を持たない団体もあった。(Q7)

<まとめ>

約 7 割の団体が、広島市及び福山市に所在している。
10 年以内に設立したものが約半数と多い一方、長年運営している団体もあり、様々であるという回答結果である。

(2) 団体について (類型, 在籍者)

- 形態について、「特定非営利法人」が最も多く、次いで「営利法人」となっているが、いずれも 30% 以下であり、団体の形態は多岐にわたっている。(Q10)
- 類型について、「フリースクール」が 30% を超えており最も多いが、「その他」と回答した団体が過半数を占めており、多様な類型となっている。「その他」の団体のうち、放課後等デイサービス^{*1} と回答した団体が 16.1%、相談業務やカウンセリングを行っている団体が 11.3%、通信制高等学校又はサポート校^{*2} が 9.7% となっている。また、児童発達支援センター^{*3}、障害者支援施設との回答もあり、発達に課題のある子供への支援団体が一定の割合を占めている。(Q11)
- 受入対象について、「中学生」及び「高校生」が、ともに 70% を超えている。「小学生」、「高校・大学等に在籍しない 18 歳以上」も 50% を超え、「制限していない」も少なからずあることから、幅広い受入対象となっている。(Q14)
- 在籍者数について、回答団体の在籍者を全て合計すると 2,933 人となる。
最も在籍者の多かった団体は 330 人、最も少なかった団体は 1 人であった。
「10～49 人」が 36.8% で最も多く、次いで「10 人未満」が 31.6% である一方、「100 人以上」も 15.8% あり、団体規模は様々である。(Q16)
- 通学 (参加) 範囲について、居住している市町を超えて通学している者もおり、「県外」から通学している者は 20% を超えている。(Q17)

<まとめ>

団体の形態、類型は多岐にわたっており、発達に課題のある子供への支援団体も一定の割合を占めている。団体規模 (在籍者数) も様々であるという回答結果である。

※1 放課後等デイサービス：学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する団体。

※2 通信制高等学校、サポート校：添削指導、面接指導及び試験の方法により教育を行なう団体。サポート校では、実施校の設置者と協力・連携し、生徒を学習面や生活面等で支援する。

※3 児童発達支援センター：通所支援のほか、身近な地域の支援拠点として「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」等を行う団体。

(3) 団体について（活動、スタッフ、会費等、施設）

- 週当たりの活動日数について、「5日」が最も多く、次いで「6日」となっており、週5日以上活動する団体が過半数となっている。(Q18)
- 活動内容（子供への支援）について、「相談、カウンセリング」、「個別の学習」、「居場所づくり」の順で多く、いずれも約70%となっている。芸術活動、調理体験等体験活動も行っており、団体の活動は様々である。
また、「障害のある児童生徒への支援」も50%を超えている。(Q19)
- 活動内容（保護者への支援）について、「保護者との個別相談」は、回答団体のほとんどで行っており、「保護者の集まり」は30%を超えている。(Q21)
- スタッフ数について、最もスタッフの多かった団体は60人、最も少なかった団体は1人であり、団体規模は様々である。
「5～9人」が36.7%で一番多く、次いで「5人未満」が25.0%であり、10人未満の団体が60%を超える。(Q23)
- 有給スタッフ数は、「5人未満」が50%で一番多く、次いで「5～9人」が24.1%であり、10人未満の団体が70%を超える。スタッフ数と併せて比較すると、スタッフ全員が有給の団体が53.4%、半数以上が有給の団体が20.7%である一方、有給スタッフを配置していない団体は15.5%ある。(Q24)
- 資格保有等状況について、「教員免許」を持つスタッフを配置している団体が70%を超えており、最も多い。「臨床心理士等」も半数近い。全ての団体に、何らかの資格を保有するスタッフが存在している。(Q25)
- 入会金について、「徴収していない」が過半数を占めており、最も多い。次いで「5,001～10,000円」となっている。(Q27)
- 会費等（授業料）は、月額「10,001～30,000円」が30%を超えており、最も多い。次いで「徴収していない」となっている。
一方で、「30,001～50,000円」が11.7%、「50,001円以上」が3.3%であり、月額3万円を超える会費が必要な団体も15%ある。(Q28)

<まとめ>

過半数の団体が週5日以上活動し、「相談、カウンセリング」、「個別の学習」、「居場所づくり」などを行っている団体が、それぞれ約7割であるほか、芸術活動、調理体験等体験活動も行っており、団体の活動は様々である。「障害のある児童生徒への支援」も約5割の団体で行っている。

スタッフ数は様々であるが、全ての団体で、教員免許、臨床心理士等何らかの資格を保有するスタッフを配置している。

会費は、「徴収していない」団体が2割ある一方で、月額「10,001～30,000円」の団体が約3割、月額3万円を超える団体が約2割という回答結果である。

(4) 教育委員会との連携について

- 教育委員会と「連携している」団体は、32.3%である。(Q33)

<まとめ>

教育委員会と連携している団体は約3割である。

主な連携内容は、児童生徒の利用状況の報告、スクールソーシャルワーカー^{※4}との連携などという回答である。

※4 スクールソーシャルワーカー：経済状況等、生活環境に課題のある児童生徒の家庭等に対して効果的な支援を行うために、家庭・地域と学校との連携・協力を支援する。

(5) 学校との連携について

- 学校と「連携している」団体は、64.5%であり、教育委員会と「連携している」と回答した団体が32.3%であったことと比較すると、多い。(Q35)
- 「指導要録上出席扱いの実績」について、「出席扱いの実績あり」が過半数を占めている。(Q37)
- 支援計画を「作成している」団体は、約60%である。(Q38)
- 使用している教材について、「教科書や学校で使用しているワークやドリル」が60%を超えており、最も多い。「特にない」も約20%ある。(Q39)

<まとめ>

学校と連携している団体は約6割である。

「指導要録上出席扱いの実績」がある団体は、過半数を占めている。

主な連携内容は、所属校の担任の来所、児童生徒の利用状況の報告などという回答である。

(6) 連携全体について

- 今後連携したい関係機関として、「教育委員会」が80%を超えており最も多いが、いずれの関係機関も、40%を超えている。「行政」、「学校」との連携を希望する団体が多い。(Q41)

<まとめ>

行政（教育委員会）、（福祉部局）、（青少年育成部局）、学校との連携を希望する団体が多いという回答結果である。

(7) その他

- 運営の課題について、「活動・運営資金の確保」が70%を超えており最も多い。次いで「スタッフ等人材の確保」、「学校との連携」、「広報」、「教育委員会との連携」となっており、いずれも50%を超えている。(Q43)

<まとめ>

「活動・運営資金の確保」、「スタッフ等人材の確保」、「学校との連携」、「広報」、「教育委員会との連携」のそれぞれを運営の課題とする団体が50%を超えるという回答結果である。

3 調査結果


※ 団体を特定できる情報に係る設問は省略した。

(1) 団体について (基本情報)

Q 4 団体の所在地 (n=62)

所在地	団体数
広島市	27
呉市	2
竹原市	2
三原市	2
尾道市	2
福山市	14
府中市	1
三次市	2
庄原市	1
大竹市	0
東広島市	2
廿日市市	2
安芸高田市	0
江田島市	0

所在地	団体数
府中市	2
海田町	2
熊野町	0
坂町	0
安芸太田町	0
北広島町	0
大崎上島町	0
世羅町	0
神石高原町	1

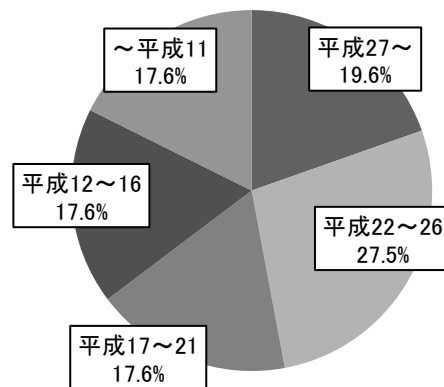

 人口 10 万人以上
 人口 3 万人以上
 人口 1 万人以上
 人口 1 万人未満

< 調査結果 >

回答いただいた団体は県内 23 市町のうち、14 市町に所在している。そのうち、広島市は 27 団体、福山市は 14 団体であり、2 市で全体の 66.2% を占める。

更に、平成 30 年度人口と比較してみると、人口 3 万人以上の 11 市町においては、57 団体から回答があり、約 9 割を占める。3 万人未満の 12 市町において回答があったのは 5 団体である。

Q 6 設立時期 (n=51 ※回答実数は集計表 p 48)

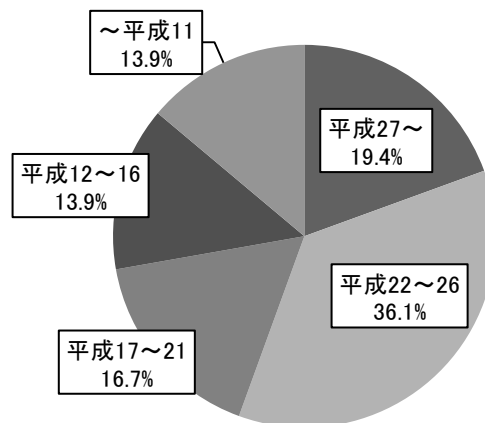


< 調査結果 >

平成 27 (2015) 年以降の設立団体が 19.6%，平成 22 (2010) 年～26 (2014) 年の設立団体が 27.5%であり，約半数の団体は，設立して 10 年以内である。

ただし，平成 11 (1999) 年以前に設立した団体も，17.6%あり，回答団体のうち，最も設立が古いものは昭和 35 (1960) 年であった。

Q 7 法人格取得時期 (法人の場合) (n=36 ※回答実数は集計表 p 48)



< 調査結果 >

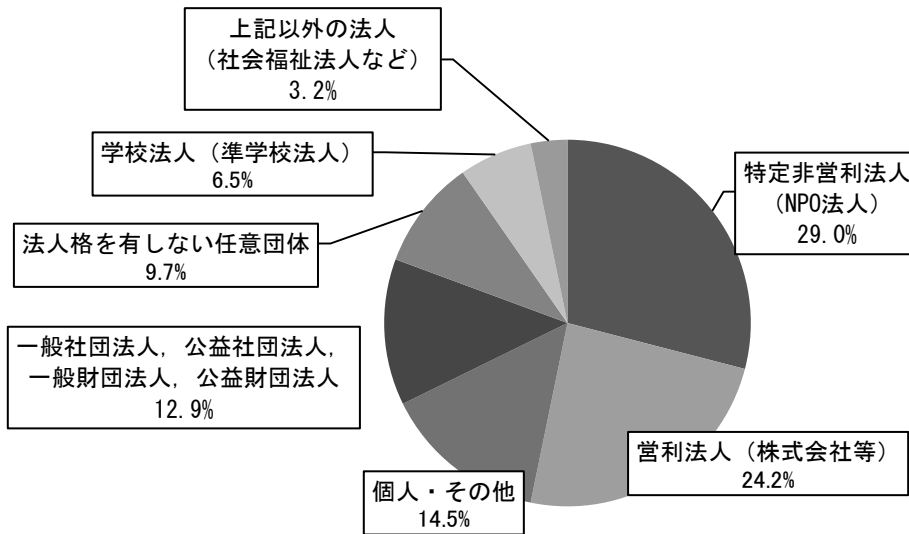
平成 27 (2015) 年以降の法人格取得が 19.4%，平成 22 (2010) ～26 (2014) 年が 36.1%であり，過半数の団体が，法人格を取得して 10 年以内である。

回答団体のうち，最も法人格取得が古いものは，昭和 60 (1985) 年であった。

一方，過去に NPO 法人であったが，現在は法人格を持たない団体もあった。

(2) 団体について (類型, 在籍者)

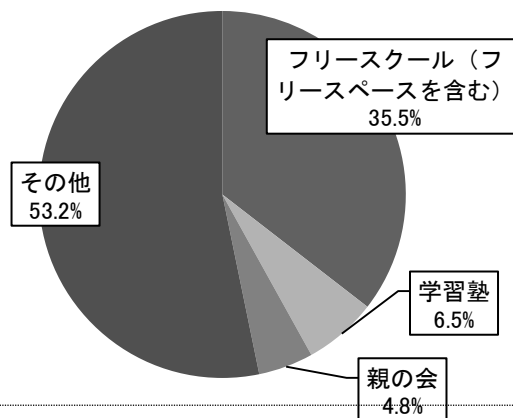
Q 10 貴団体の形態について (n=62 ※回答実数は集計表 p 48)
「もっともあてはまるものを1つ選んでください。」



< 調査結果 >

「特定非営利法人」が最も多く、次いで「営利法人」となっているが、いずれも30%以下であり、団体の形態は多岐にわたっている。

Q 11 貴団体の類型について (n=62 ※回答実数は集計表 p 48)
「もっともあてはまるものを1つ選んでください。」



Q 12 「その他」の主な類型

- ・放課後等デイサービス (10)
- ・通信制高校サポート校 (4)
- ・通信制高校 (2)

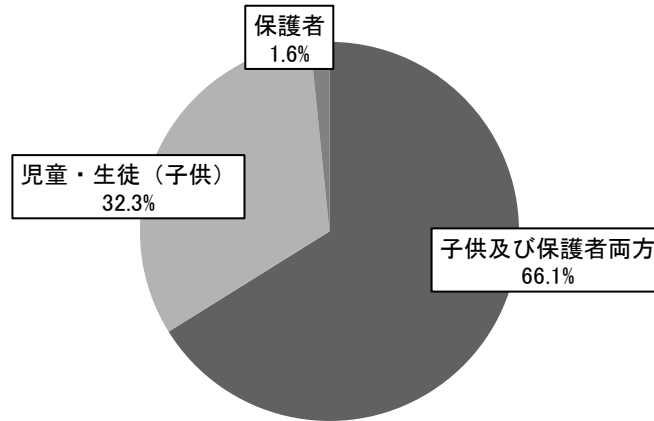
< 調査結果 >

「フリースクール」が30%を超えており最も多いが、「その他」と回答した団体が過半数を占めており、多様な類型となっている。

「その他」のうち、放課後等デイサービスと回答した団体が16.1%、相談業務やカウンセリングを行っている団体が11.3%、通信制高等学校又はサポート校が9.7%となっている。

また、児童発達支援センター、障害者支援施設との回答もあり、発達に課題のある子供への支援団体が一定の割合を占めている。

Q 13 主な支援対象について (n=62 ※回答実数は集計表 p 48)
 「もっともあてはまるものを1つ選んでください。」

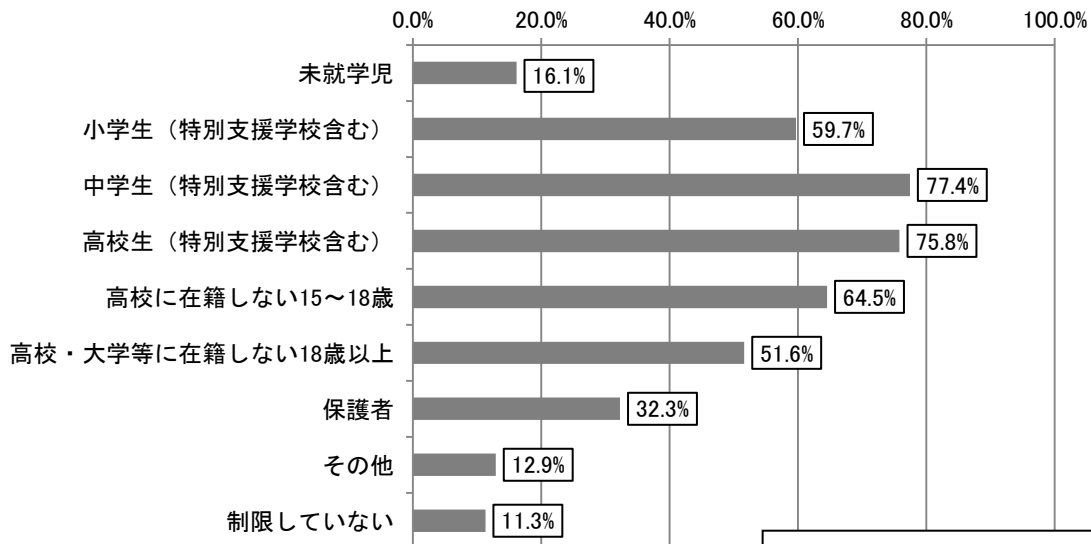


< 調査結果 >

「子供及び保護者両方」が60%を超えている。一方、子供のみを対象としている団体も、30%以上ある。

Q 14 受入対象について (n=62 ※複数回答有 回答実数は集計表 p 48)

「現在在籍していなくても、希望があれば受け入れている対象について、あてはまるものを全て選んでください。」



Q 15 「その他」の主な対象

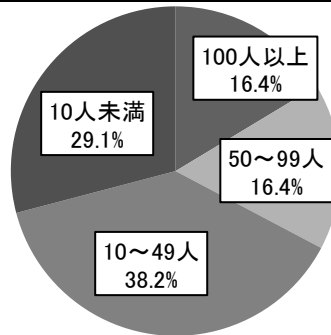
- ・大学生
- ・発達障害の大人

< 調査結果 >

「中学生」及び「高校生」が、ともに70%を超えている。「小学生」、「高校・大学等に在籍しない18歳以上」も50%を超え、「制限していない」も少なからずあることから、幅広い受入対象となっている。

Q 16 在籍者数について (n=55 ※回答実数は集計表 p 49)

「合計人数を記入してください。」



< 調査結果 >

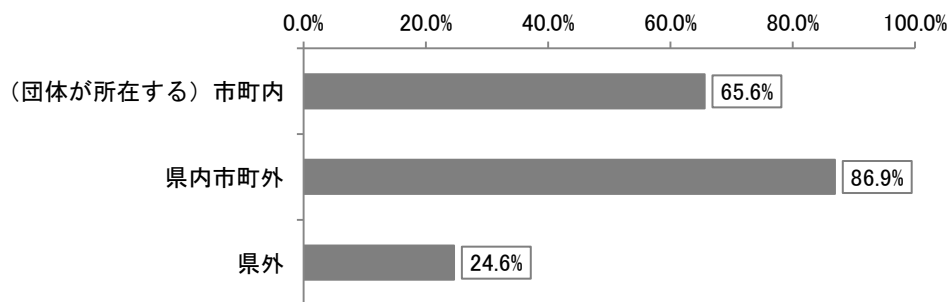
この設問に回答した団体の在籍者を全て合計すると 2,933 人となる。

最も在籍者の多かった団体は 330 人、最も少なかった団体は 1 人であった。

「10~49 人」が 38.2%で最も多く、次いで「10 人未満」が 29.1%である一方、「100 人以上」も 16.4%あり、団体規模は様々である。

Q 17 在籍者の通学（参加）範囲について (n=61 ※複数回答有 回答実数は集計表 p 49)

「あてはまるものを全て選んでください。」



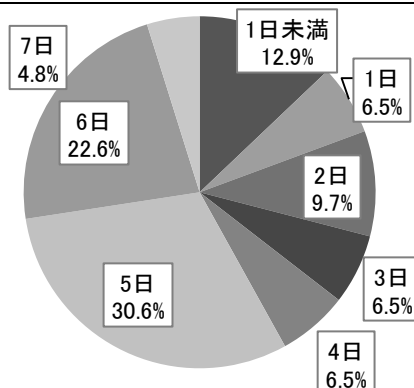
< 調査結果 >

通学（参加）範囲について、居住している市町を超えて通学している者もあり、「県外」から通学している者は 20%を超えている。

(3) 団体について（活動、スタッフ、会費等、施設）

Q 18 週当たりの活動日数について (n=62 ※回答実数は集計表 p 49)

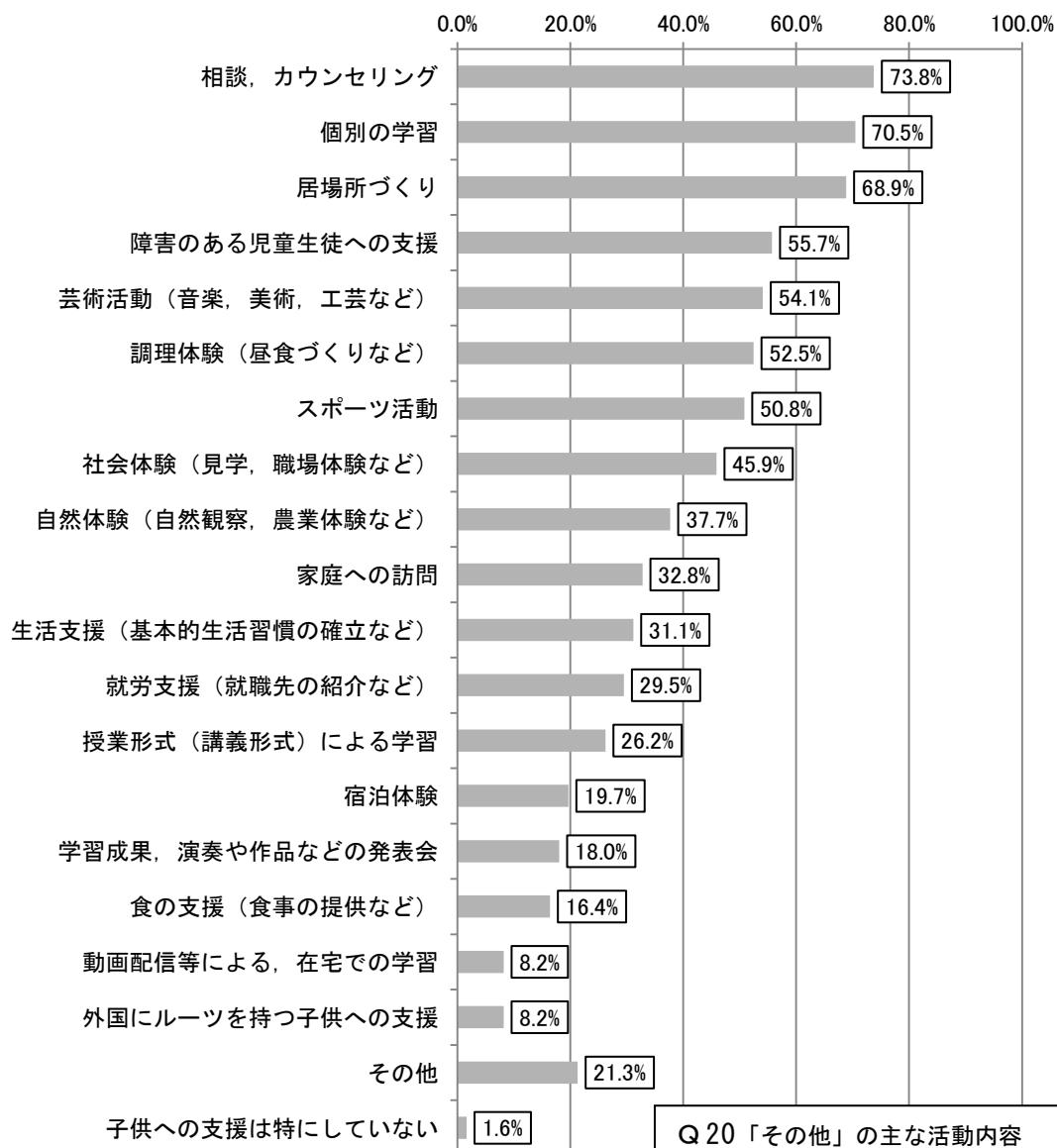
「もっともあてはまるものを 1 つ選んでください。毎週活動がない場合は、「1 日未満」を選んでください。」



< 調査結果 >

「5日」が最も多く、次いで「6日」となっており、週5日以上活動する団体が過半数となっている。

Q 19 活動内容（子供への支援）について（n=61 ※複数回答有 回答実数は集計表 p 49）
「あてはまるものを全て選んでください。」



Q 20 「その他」の主な活動内容

- ・進路指導, 高卒資格取得支援（3）
- ・専門的な発達支援
- ・障害等のある児童生徒への療育

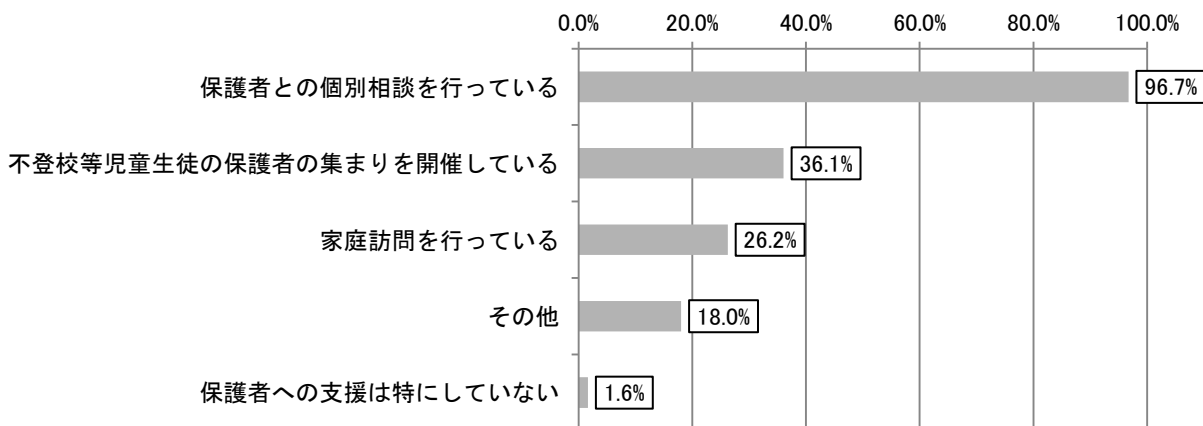
< 調査結果 >

「相談, カウンセリング」, 「個別の学習」, 「居場所づくり」の順で多く、いずれも約70%となっている。

芸術活動, 調理体験等体験活動も行われており、団体の活動は様々である。

また、「障害のある児童生徒への支援」も50%を超えている。

Q 21 活動内容（保護者への支援）について（n=61 ※複数回答有 回答実数は集計表 p 49）
 「あてはまるものを全て選んでください。」



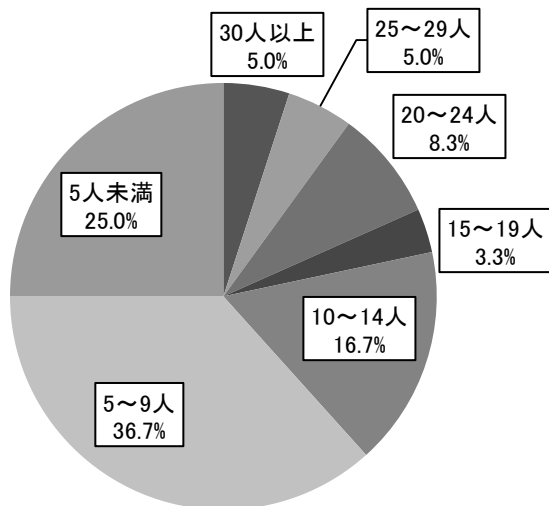
Q 22 「その他」の主な活動内容
 ・心理カウンセリング（3）
 ・学習会（2）

< 調査結果 >

「保護者との個別相談」は、この設問に回答したほぼ全ての団体で行われており、「保護者の集まり」も30%を超えている。

Q 23 スタッフ数について（n=60 ※回答実数は集計表 p 50）

「スタッフ数（代表者，非常勤，ボランティア等も含む）を記入してください。」

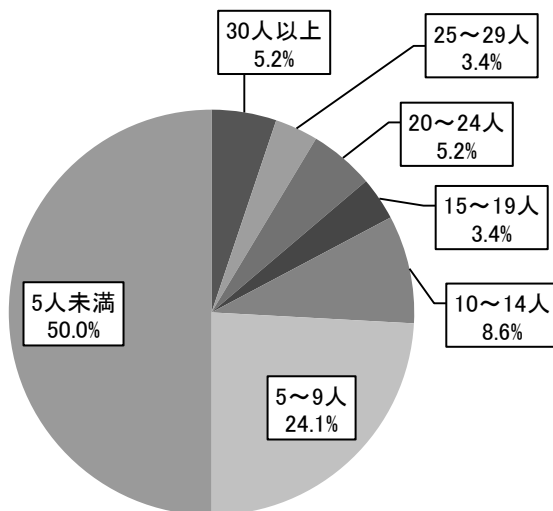


< 調査結果 >

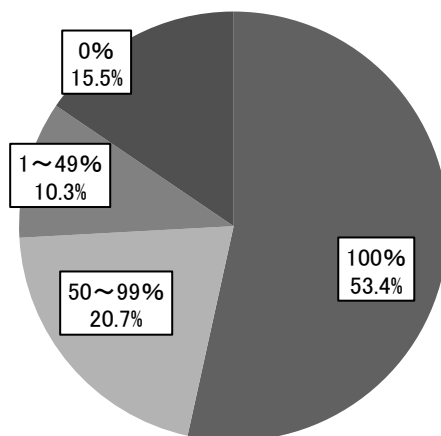
最もスタッフの多かった団体は60人，最も少なかった団体は1人であり，団体規模は様々である。「5～9人」が36.7%で一番多く，次いで「5人未満」が25.0%であり，10人未満の団体が60%を超える。

Q 24 有給のスタッフ数について (n=58 ※回答実数は集計表 p 50)

「スタッフ数のうち、有給のスタッフの人数を記入してください。」



有給スタッフ数/総スタッフ数 (%)

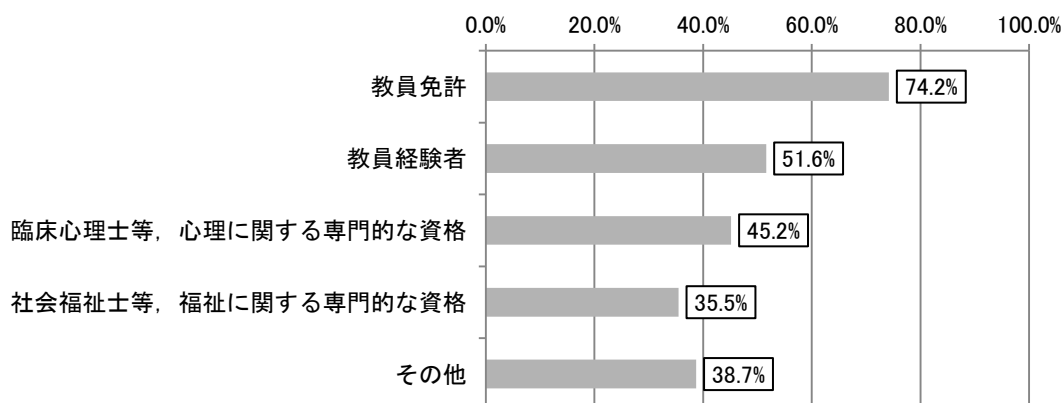


< 調査結果 >

「5人未満」が50%で一番多く、次いで「5~9人」が24.1%であり、10人未満の団体が70%を超える。

「Q 23 スタッフ数」と併せて比較すると、スタッフ全員が有給の団体が53.4%、半数以上が有給の団体が20.7%である一方、有給スタッフを配置していない団体は15.5%ある。

Q 25 スタッフの資格保有等状況について (n=62 ※複数回答有 回答実数は集計表 p 50)
 「あてはまるものを全て選んでください。」



Q 26 「その他」の主な活動内容

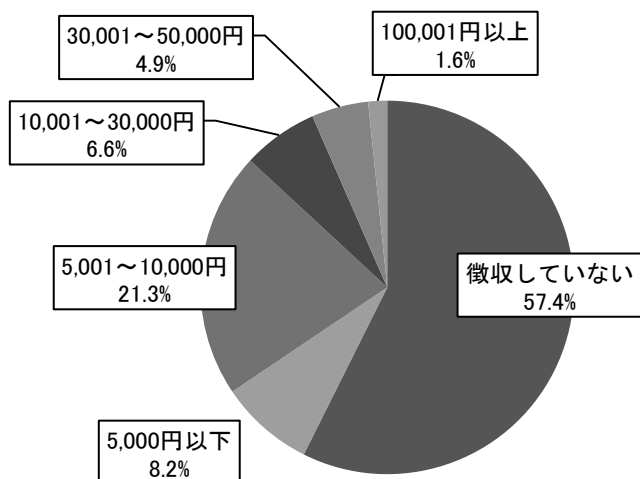
- ・保育士 (9)
- ・作業療法士 (4)

< 調査結果 >

「教員免許」を持つスタッフを配置している団体が 70%を超えており、最も多い。「臨床心理士等」も半数近い。全ての団体に、何らかの資格を保有するスタッフが存在している。

Q 27 入会金について (n=61 ※回答実数は集計表 p 50)

「もっともあてはまるものを1つ選んでください。」

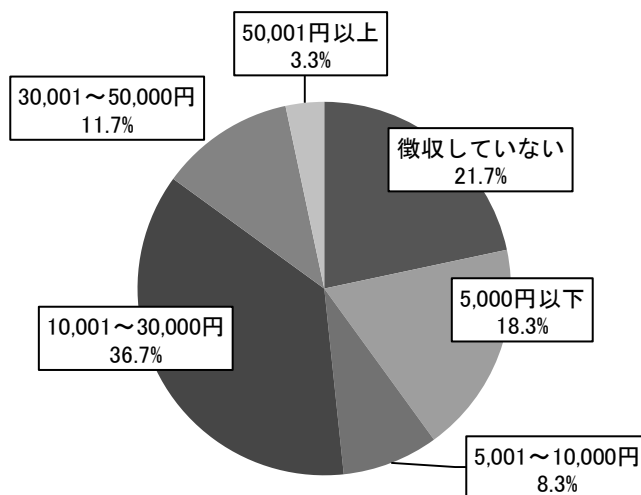


< 調査結果 >

「徴収していない」が過半数を占めており、最も多い。次いで「5,001~10,000円」となっている。

Q 28 会費等（授業料）について (n=60 ※回答実数は集計表 p 50)

「あてはまる月当たりの金額を1つ選んでください。月ごとの徴収でない場合は、1月当りに換算して選んでください。」

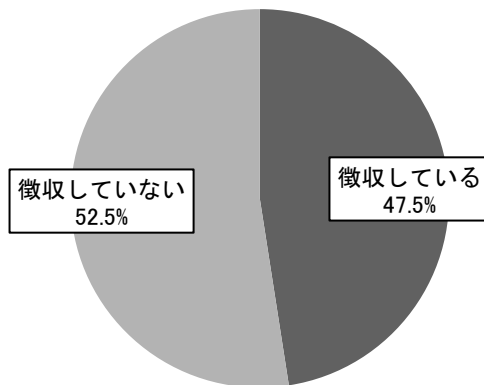


< 調査結果 >

「10,001~30,000円」が30%を超えており、最も多い。次いで「徴収していない」となっている。一方で、「30,001~50,000円」が11.7%、「50,001円以上」が3.3%であり、月額3万円を超える会費が必要な団体も15%ある。

Q 29 授業料等以外の会費について (n=61 ※回答実数は集計表 p 50)

「もっともあてはまるものを1つ選んでください。」



< 調査結果 >

「徴収している」、「徴収していない」で、大きな差異はない。

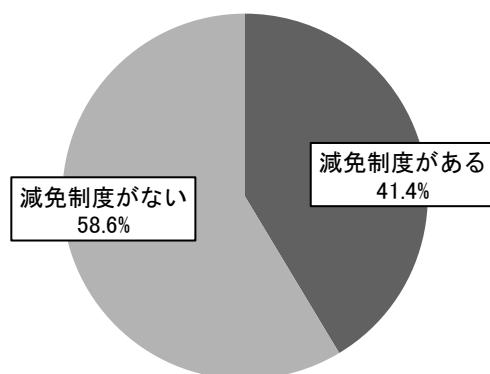
Q 30 Q 29 で「徴収している」を選択された方は、こちらに内容を記入してください。

(主な回答を抜粋)

- ・教材費，外出等の実費
- ・施設費
- ・会費制でなく，1回ごとの利用料

Q 31 減免制度について (n=58 ※回答実数は集計表 p 51)

「あてはまるものを1つ選んでください。」

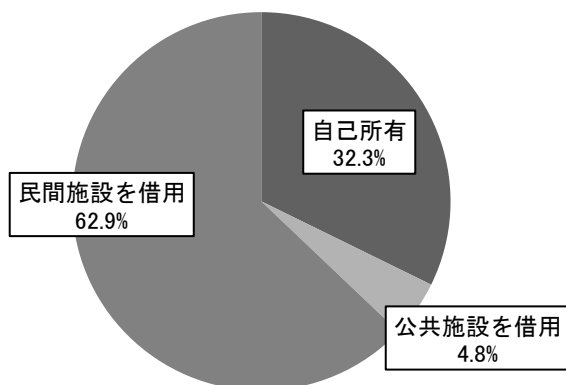


< 調査結果 >

「減免制度がある」が約40%である。

Q 32 施設の所有状況について (n=62 ※回答実数は集計表 p 51)

「もっともあてはまるものを1つ選んでください。」



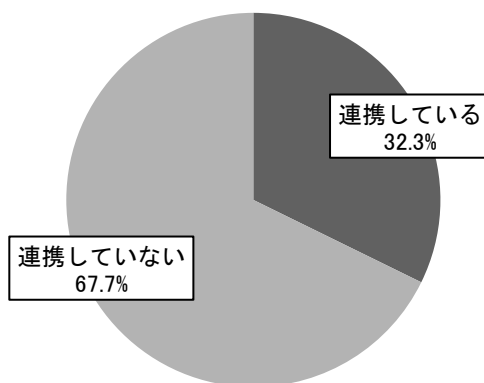
< 調査結果 >

「民間施設を借用」が60%を超えており、最も多い。「自己所有」も30%を超えている。

(4) 教育委員会との連携について

Q 33 教育委員会との連携について (n=62 ※回答実数は集計表 p 51)

「教育委員会担当者との連絡，教育委員会主催の行事への参加等教育委員会との連携について，あてはまるものを1つ選んでください。」



< 調査結果 >

「連携している」は 32.3%である。

令和元年5月に公表された「民間の団体・施設との連携等に関する実態調査」(文部科学省)において、「教育委員会等と連携がある民間の団体・施設の有無について」の問いで「ある」と回答した教育委員会等は全国で15%であり，大きな開きがある。

Q 34 Q 33 で「連携している」を選んだ方は，こちらに内容を記入してください。

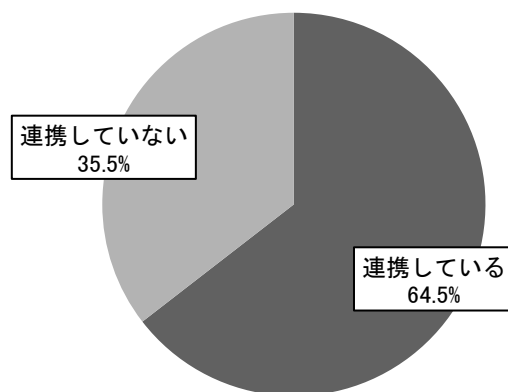
(主な回答を抜粋)

- ・教育委員会が視察
- ・教育委員会主催の研修会に参加
- ・教育委員会主催の連絡会議(意見交換会)に出席
- ・子供の利用状況を報告
- ・子供の状況や，必要に応じて情報共有等連携
- ・団体のパンフレット，会報を送付

(5) 学校との連携について

Q 35 学校との連携について (n=62 ※回答実数は集計表 p 51)

「教員との定期的な連絡，訪問等児童生徒の所属校との連携について，あてはまるものを1つ選んでください。」



< 調査結果 >

「連携している」団体は，64.5%であり，「Q33 教育委員会との連携」で「連携している」と回答した団体が32.3%であったことと比較すると，多い。

Q 36 Q 35 で「連携している」を選んだ方は，こちらに内容を記入してください。

(主な回答を抜粋)

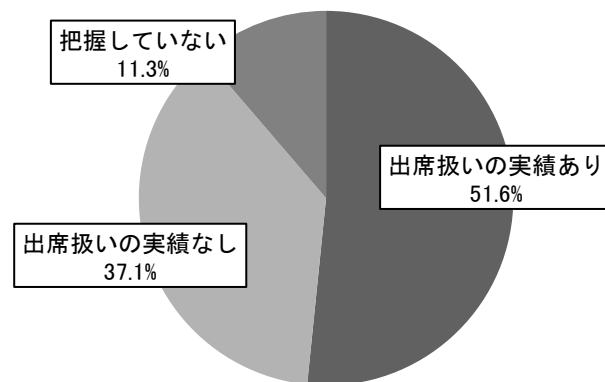
- ・所属校の担任等が来所
- ・必要に応じて，学校におけるケア会議，ケース会議に参加
- ・(希望があれば) 所属校に，出席状況，活動内容の報告
- ・スクールカウンセラー^{※5}，スクールソーシャルワーカーとの連携
- ・お互いに行った支援や児童の様子などを連絡
- ・学校の先生と一緒に，主治医の話を聞く。
- ・保護者を交えた連絡会議
- ・家庭と学校とのパイプ役
- ・学校関係者の見学
- ・不登校児童生徒を支援するために必要な情報交換や方針の協議，助言
- ・教員への相談支援
- ・校内研修の講師として参加
- ・学校と放課後等デイサービスによる合同研修
- ・こちらからは，とくに連絡を取らないが，学校側からの連絡や連携には積極的に応じる。
- ・原則，保護者が当会との連携を学校に依頼

※5 スクールカウンセラー：児童生徒へのカウンセリング及び保護者・教職員への教育相談に係る助言・援助などを行う。

Q 37 在籍者のうち、所属校で「指導要録上出席扱い」となっている児童・生徒がいますか。

(n=62 ※回答実数は集計表 p 51)

「あてはまるものを1つ選んでください。」

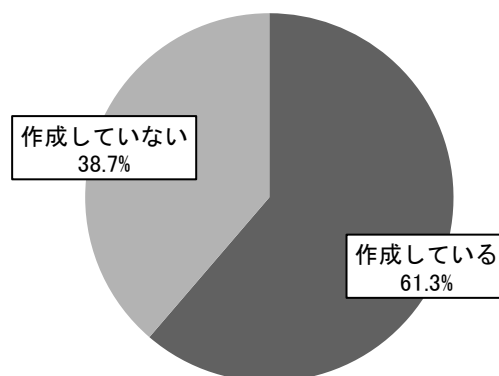


< 調査結果 >

「出席扱いの実績あり」が過半数を占めている。

Q 38 児童生徒1人1人に対する支援計画の作成について (n=62 ※回答実数は集計表 p 51)

「あてはまるものを1つ選んでください。」

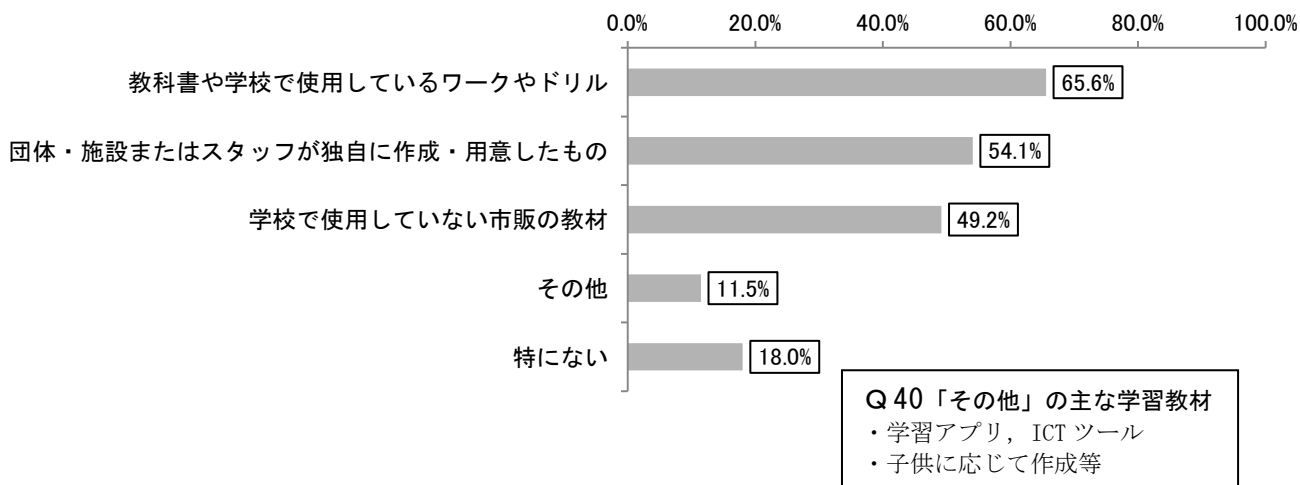


< 調査結果 >

「作成している」団体は、約 60%である。

Q 39 使用している学習教材について (n=61 ※複数回答有 回答実数は集計表 p 51)

「あてはまるものを全て選んでください」



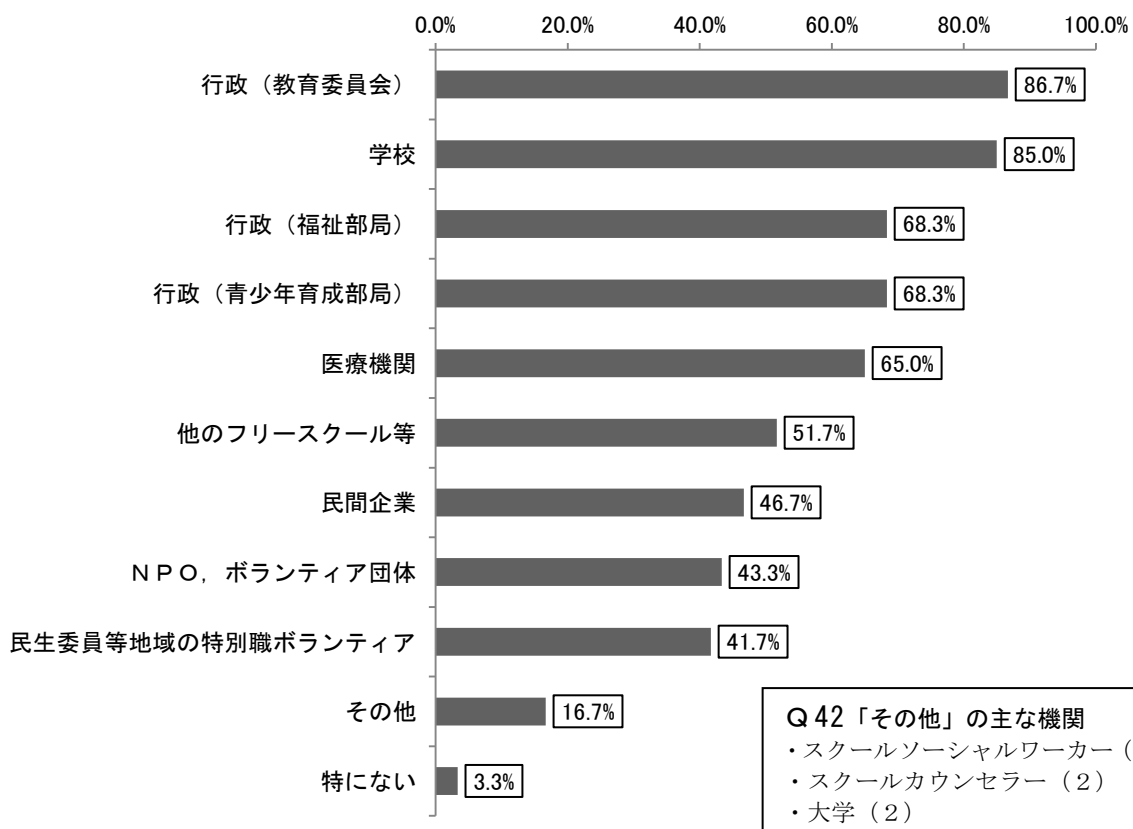
< 調査結果 >

「教科書や学校で使用しているワークやドリル」が 60%を超えており、最も多い。「特にない」も約 20%ある。

(6) 連携全体について

Q 41 関係機関との今後の連携について (n=60 ※複数回答有 回答実数は集計表 p 51)

「今後、連携したい関係機関を、全て選んでください。」



< 調査結果 >

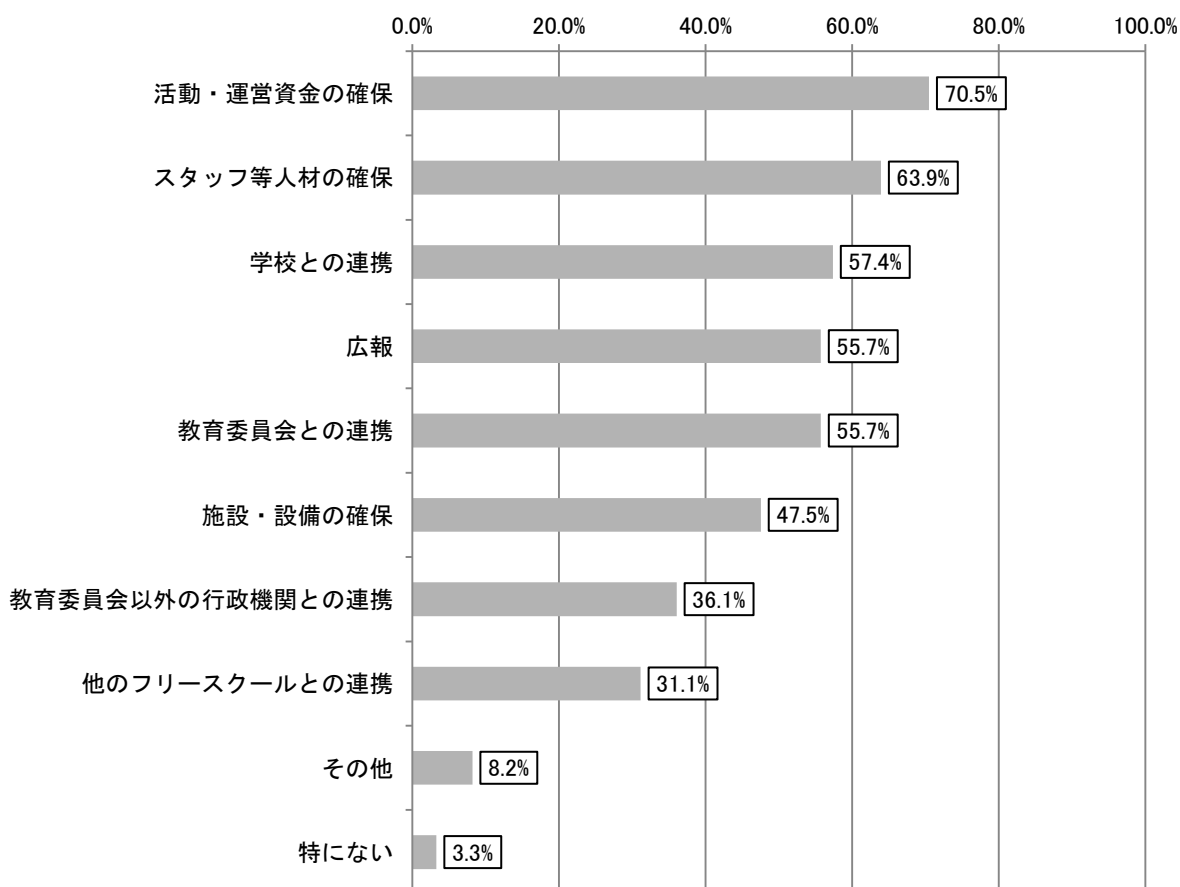
今後連携したい関係機関としては、「教育委員会」が 80%を超えており最も多いが、いずれの関係機関も、40%を超えている。

「行政」、「学校」との連携を希望する団体が多い。

(7) その他

Q 43 運営の課題について (n=61 ※複数回答有 回答実数は集計表 p 52)

「活動を進めていくにあたり、課題と感じていることを、全て選んでください。」



Q 44 「その他」の主な課題

- ・医療、福祉機関との連携
- ・行政の意識

< 調査結果 >

「活動・運営資金の確保」が 70%を超えており最も多い。次いで「スタッフ等人材の確保」、「学校との連携」、「広報」、「教育委員会との連携」となっており、いずれも 50%を超えている。

Q 45 支援活動の成果について

「活動の結果、児童生徒にどのような変化があらわれましたか。気づきがあれば記入してください。」

(主な回答を抜粋 ※一部、内容の趣旨を損なわないよう用字等を修正。)

～居場所の確保について～

- 来所中は、数時間黙々と自習している子も、勉強はほんの少しだけでスタッフとたくさん雑談して帰る子も、家から出て来て 30 分ほど個別ブースに静かに座っているのが精いっぱいのお子さんもおられました。それでも、家族以外の人に会うのはフリースクールに来る時だけというお子さんもいらっしゃるの、まずは来ることに治療的意味があると考えます。
- 学校教育の中では活動できにくい児童生徒も、個別対応や静かな環境で、のびのびと過ごすことができた。
- 学校以外の選択肢・通える居場所が出来ることで、家庭生活に落ち着きがみられた。
- 中学校に登校することができなくても、生徒にとっての居場所となり安心感が生まれた。1対1での学習指導を受けることで、自信につながり高校進学に対して前向きになった。

～児童生徒の成長について～

- 学校には行けていないけれどもその子の良さが失われず、社会とのつながりを切らさないことによって、学校に行かなかったことによる将来の不利益が少しでも軽減される。
- アセスメントによる適切な指導と学習意欲の上昇、低年齢からの野外活動やアート表現による才能の開花、少人数の人との深いかかわりの積み重ねによるアイデンティティの確立、強化、休息（避難）による精神の安定化など。
- 本人の自己実現できる場を提供することで、自己肯定感が高まる。また、本人の発達ニーズを見極め、良い時期に良い形で集団活動へ繋げ、仲間づくりを行うと、孤独感が和らぐようだ。
- 生徒が自宅に居続ける、または著しく行動範囲が狭い状況を改善する。
- 自己表現ができることが増え、言語化しながら葛藤を整理できるようになった。コミュニケーションの力がぐっと伸びてくる生徒さんたちが多い。

～児童生徒の学校復帰について～

- 不登校だった生徒が学校へ戻っていった。安心して休みをとることで楽になり、意欲がわいてくるようです。
- パソコンでのスキルアップ、人間関係が持てることで自信につながり、学校へ復学できた。
- 高卒資格を取得することによって選択肢が広がり、中学時代は全く学校に通っていなかった生徒でも、大学や短大、専門学校へ進学したり、地元の企業に就職して無遅刻無欠席で頑張っていたり、夢を追いかけて海外へ留学したり、様々な進路で活躍することが出来ている。

～保護者への支援について～

- 本人が安心できる場所や場面を設定する中で、安心して過ごせる条件を情報化し、保護者に伝えることで学校に対する支援要求を具体的に行えるようになっていく。結果、相互理解が深まり、登校を継続できるケースが多い。
- 保護者の相談を継続した結果、学校へ行けない子供を理解し、見守ることができるようになり、親子関係が改善した。その結果、すぐに復学できたケースもあった。
- 保護者が安心できる居場所を見つけることで子供との関わりが変わってくる。

Q 46 その他、教育委員会とフリースクール等の連携について、御意見があれば記入してください。

(主な回答を抜粋 ※一部、内容の趣旨を損なわないよう用字等を修正。)

～教育委員会や学校との情報共有、交流等について～

- 教育委員会とフリースクールとの連携が積極的におこなわれることで生徒達について情報の共有をすることができると思われるので、生徒達にとってかなり有益になると思います。
- それぞれのフリースクールの現場に足を運んでもらい、その実践を見てもらいたいです。今、この生徒達にかかわって、自立の道を歩ませてあげないと、この少子化の時代、若い労働力が、ひきこもり等で失われてしまうと本当にたいへんな状況になります。ぜひ、現場の声を聞いていただき、何かしらの連携を考えていただきたいです。
- 学校以外で、適応指導教室^{※6}以外で、子供が過ごせる居場所はたくさんあった方が良いでしょう。もっと教育委員会が民間のフリースクールと連携することで子供達も楽になると思う。
- 行政との連携においては、民間が考えている連携と行政の考えている連携にギャップがあるのか、ややもすれば行政が一方的に民間（フリースクール等）の意見を聞くのみにとどまり、教育委員会から民間への情報提供や検討課題についての共有などができない状態になる。お互いの役割をきちんと把握したうえで、家庭や子供へのアプローチの役割分担をし、行政・民間が同じベクトルで支援していけるようにしたい。
- 現代の子供達を取り巻く環境の変化、難しさを考えると子供達の言動の背景にあるしんどさはさまざまで、一つの機関だけの支援では限界を感じています。教育委員会とも出席日数の取り扱いはだけでなく、生徒一人ひとりに必要な支援や家族の支援に対して、情報共有や役割分担など個別の臨機応変な連携ができることが必要だと感じています。
- 学習の指導内容（特に宿題・課題の内容）については、発達障害や感覚過敏を持つ子供達にとって大きな「困り感」を持つものだと理解してほしい。教員研修にそういった施設のスタッフを講師に招いて学習していただければ、と思う。
- 適応指導教室との連携がはかされていない。スクールソーシャルワーカーとの連携などもしていく必要があると感じている。
- 子供の最善の利益を大切にするという思いで、今後連携が進んでいくことを期待します。ただし、フリースクールのオルタナティブな運営のあり方は尊重されるべきで、例えば行政からの支援との引き換えに支援のあり方についての規格や規制（例えばガイドライン作りなど）が生まれたりするのは好ましいとは思いません。
- 少人数制で個々に対応しているので特に連携を望まない。

～フリースクール等民間団体の周知、啓発等について～

- もっと早期に学習支援を行うことができれば、その子の人生の幅は閉ざされずに済むケースは多いと感じます。公立の小・中学校での不登校によって、勉強についていけなくなりそうな子供への積極的な民間の活用を促すような連携がとれば有難いです。
- 教育機会確保法について周知徹底されることを期待します。

※6 適応指導教室：不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行うため、教育委員会が整備する。

- 学校の先生方が、生徒のために「こんな場所もあるよ」と気軽に紹介できるような環境を整えていきたいと考えます。学校にいかない選択肢を、先生、保護者、地域住民みんなで支えていける、認めていけるようになることは、決して学校教育の否定ではないはずです。そうした中で、教育委員会は不登校の生徒・児童をどういう存在としてとらえているのか、学校だけでなく市民にも明確にうちだす必要があると思います。同時にフリースクールやホームエデュケーションをといった、オルタナティブな教育機会をどうとらえているのかも提示する必要があるのではないのでしょうか。学校や先生、保護者だけに対応を求めるのではなく、市民の活動を支えることも教育委員会の役割になりうるのではないのでしょうか。
- 教育委員会や学校の先生の中には、不登校児童生徒は公的な適応指導教室等に行かなければならないと思い込んでおられる方がいる。民間のフリースクールも認めてほしい。
- 不登校の生徒を社会に出られるようにするという点で目的は同じであり、学校の機能を補完する存在であれたらと考えているが、教育行政や学校の理解が得られないと何も変わらないと感じる。
- 適切な情報提供やつなぎの必要性について個々の先生方に伝えてほしい。
- 不登校支援の学力保障は急務です。ICTを使ったインターネット教材は有効だと思います。
- 困りごとを発信でき情報キャッチできる親子はすぐに繋がれるが、そうでない親子に知ってもらうため不登校児を全把握している学校側から案内を配布してもらいたい。ひとつの選択肢としてお知らせだけでもしていただけたらと思いました。

～連携協議会等について～

- 諸団体との連携を図るため、協議会の設立をお願いしたいと思います。
- 中学校と連携を取る中で、中学校教員の理解度が低いように感じる事も多々あるため、教育委員会には中学校教員とフリースクールの連携強化に繋がるような働きかけをお願いしたい。例えば、現職の中学校教員とも意見交換できる機会を設けるなど。

～福祉との連携について～

- 個別支援計画は福祉分野との連携アイテムになるはずですが、保護者にも公開されず情報共有ができません。福祉も支援計画を作っておりますので、連携会議を開催する際も有効なツールになると思います。せめて教育支援計画の目標と支援の手立てを保護者に伝えてもらえるようお願いします。
- いわゆる「貧困」家庭、シングルマザーなど家計が厳しい家庭は子どもの不登校における日常の悩みは深く、フリースクールに入れたくても入れられない状況があからさまに見て取れる。教育委員会、福祉、民間連携による、フリースクール等、学校家庭以外の居場所、学び場の学校、PTA への周知と予算をお願いいたします。
- 不登校の子供には障害的な面や環境など色々な面があると思います。しかし、フリースクールの場所としては、障害の度合いにもよりますが、放課後等デイサービスなど福祉と教育を合わせて考えるのは違うと思います。

4 ヒアリング調査結果

1 概要

アンケート調査に回答のあった団体のうち、特徴的な取組を行っている団体に、設立経緯、活動内容、学校との連携等について面談によるヒアリング調査を行った。

2 目的

- ・ 多様な学びの場、不登校児童生徒等に対する支援があることを周知する。
- ・ フリースクール等の、学校との連携等状況を紹介する。
- ・ フリースクールが、スタッフ確保や資金調達等運営において工夫している事例を紹介する。

3 ヒアリング団体について

原則、次の条件を満たし、学習以外にも、体験活動や障害のある児童生徒への支援を行っているなど特徴的な活動を行っている8団体から、聴取した。

- ・ 長期間運営されていること
- ・ 受入対象に、小・中学生を含むこと
- ・ 保護者への支援を行っていること
- ・ 学校と連携実績があること
- ・ 「指導要録上出席扱い」の実績があること

4 ヒアリング対象一覧

No	形態	類型
1	営利法人	学習塾
2	一般社団法人	フリースクール
3	公益財団法人	フリースクール
4	特定非営利法人	フリースクール
5	特定非営利法人	学習塾
6	特定非営利法人	フリースクール
7	特定非営利法人	児童発達支援センター
8	法人格を有しない任意団体	親の会

<まとめ>

- 学習支援や多様な体験活動等により、児童生徒の「社会的自立」を目指している。
- 積極的に学校との連携を進めようとし、児童生徒の活動報告等定期的な情報共有を行っている。また、必要に応じて、学校と保護者との仲介を行っていることも多い。今後も更なる学校との連携を望んでいる。
- 不登校は学校だけでは対応が難しいと感じ、家族への支援等に取り組んでいる。
- 「障害のある児童生徒への支援」が必要と考えている団体は多く、福祉部局、医療機関等との連携も求めている。
- また、貧困家庭世帯を中心とした学習支援、ひきこもりなどで社会とつながりにくい人への支援などに取り組んでいる団体もある。

【No. 1】

類型	学習塾，フリースクール，その他（放課後等デイサービス）							
在籍者数 （内訳）	118人（学習塾，フリースクール78名，放課後等デイサービス40名）							
	未就学児	小学生	中学生	高校生	高校に在籍していない15～18歳	高校・大学等に在籍していない18歳以上	保護者	その他
		41名	35名	42名				
スタッフ数	20人（うち有給スタッフ数20人） （内訳）常勤：3人（指導・運営） 非常勤：17人（時間指導，講師）							
所有資格	教員免許，教員経験者，臨床心理士，児童発達管理責任者，保育士							

～団体の方針（コンセプト）～

- 勉強についていけなくなると，学校に行きづらくなるため，学力は重要だと考えている。
また，高校を卒業後，自立することが大事なので，高卒資格の支援には力を入れ，丁寧な学習支援を行っている。高校まで不登校でも，大学や専門学校へ進学すると大丈夫な場合も多い。
- 子供が，自分のペースでゆっくりでも前に進むことを大切にしており，スモールステップの設定を心がけている。家から出られないうちは担任が家庭訪問をし，来所できるようになったら，個室，教室での学習へと，段々と広い部屋に学習場所を移動するようにしている。
時間割は，生徒が自分の状況に合わせて登校する日を事前に申請するフリースケジュール制をとっている。基本的に生徒に決定させ，来所を強制していないが，連絡がつかないままだと，次に来にくくなるため，欠席した生徒には，こちらから連絡を取るようにしている。
- 不登校支援は教育だけでは太刀打ちできず，福祉，医療の視点からの支援が不可欠と感じ，学習塾，フリースクール（通信制サポート校），放課後等デイサービスの3つの窓口を設け，連動させている。家庭訪問も含め，学校だけで全部見ることは難しいので，民間団体が協力できればと考えている。
学習塾に通っている不登校の小中学生のために，現在高校生以上となっているフリースクールの対象年齢を広げたいとの構想も持っている。

～活動内容～

- 学習塾及びフリースクール（通信制サポート校）と，放課後等デイサービスは，別施設になっている。
フリースクールは，月曜から金曜まで毎日授業があり，1コマ50分で1日3時間行っている。基本5教科に加え，スポーツや検定試験対策の時間もある。自分で出席する日や時間を自由に設定し，基本的には個別で学習を行っている。
学習塾は午後4時から開始だが，子供の事情により早く来所することも可能。
- 土曜日は，授業はないが教室は開放しており，そこで音楽活動などを自由に行うことができる。こうした自由な活動の時には笑顔を見せる子供もおり，人と接するのが苦手な子供にとっても参加しやすいようである。

- 放課後等デイサービスでは、アート療育や音楽療育など子供の能力を伸ばす特徴的な取組を行っており、火曜日から土曜日まで毎日活動している。開所時間は、平日は午後3時から7時までであり、フリースクールで学んだ生徒が、放課後にこちらの活動に参加することもある。

もともと学習塾の土曜日に開いていた体験活動の講座を拡大したもので、それぞれ専門の講師がおり、音楽、芸術、料理、運動など様々な能力の開発を支援している。

～家庭との連携～

- 医療に係る支援が必要と考え、専門家を招き、希望する保護者はカウンセリングを受けることができる。求めに応じて同席することはあるが、基本的に専門家と保護者の間で話や相談をしてもらっている。また、保護者に対して講演会を開くこともある。
- 以前は保護者会を行っていたが、個別に事情がある当事者同士が一同に会することで、かえって保護者同士が傷ついてしまうことがあり、現在は行っておらず、年3回個別懇談を開催している。

～学校との連携～

- 中学校に在籍している生徒で、出席が認められた実例がある。指定の放課後等デイサービスの様式で、そのまま学校へ提出している。

学習塾の子供は、出席が認められていない。「塾」ということで、認められないことも多い。

- 近隣の中学校を訪問しており、学校に対して活動を周知しているが、放課後等デイサービスも含め、学校の理解が不十分だと感じることもあり、学校との連携にはまだまだ課題を感じることもある。

～運営資金、人材確保等で工夫している点～

- 収入は、給付費がある放課後等デイサービスがメインとなっている。学習塾やフリースクールでは、会費を払えない家庭もあるが、それで子供の受け入れを断るわけにもいかず、経営は厳しい。

- 職員のネットワークを生かし、外部講師や専門家を招いて講座を開いている。

また、保育士資格を持つ職員がおり、学習以外の生活面や心理面からのサポートにも大変役立っている。

【No. 2】

類型	フリースクール							
在籍者数 (内訳)	5人							
	未就学児	小学生	中学生	高校生	高校に在籍していない15～18歳	高校・大学等に在籍していない18歳以上	保護者	その他
			1名	4名				
スタッフ数	6人(うち有給スタッフ数6人) (内訳)常勤:6人(指導・運営)							
所有資格	教員免許, 教員経験者, 社会福祉士							

～団体の方針(コンセプト)～

- 規則正しい生活と良質な食事が子供にとって重要であるとし、全寮制による規則正しい生活と、敷地内の畑で栽培した有機野菜等を中心に使用した健康的な食生活を送っている。農作業やスポーツなど体を動かす活動も多く取り入れている。
- 全寮制にしたのは信念。代表の教員時代の経験として、不登校の児童は家庭生活に問題を抱えているケースが多く(食事や生活の乱れ)、そうした状況を改善するためにはフリースクール側が生活をまるごと面倒を見る必要がある、という代表の思いがある。
家庭で解決するのが難しい場合は、他人が共同で見ることが子供の成長に役立つと考える。
- 部屋は基本的に複数人で一部屋であり、共同生活が前提となっている。勉強場所も基本的に共同スペースとなっており、個室等個人のスペースは比較的少ない。
- 高校生は基本的に通信制高校に在籍しており、科目やレポート等の指導を受けている。卒業後は大学や専門学校へ進学し、自立できているケースが多い。高卒認定試験を受ける場合もあり、子供に合わせて指導している。
- 近年ではゲーム依存症などの引きこもりの子供が入所する傾向にあり、発達障害や統合失調と診断された子供も在籍している。しかし、そうした子供たちも当該施設で過ごすことで落ち着いてくることが多い。

～活動内容～

- 一日のスケジュールがある程度決まっており、午前中に教科学習や体験活動、午後からはスポーツを行っている。スケジュールを臨機応変に変更できていることは全寮制のメリットでもある。

～家庭との連携～

- 年に2回ほど保護者会を開催し、学習成果発表会のようなものや、近年では子供と保護者が一緒に体験活動(スノーボード等)を実施していたが、今年は子供が少ないので、常時、保護者を受け入れている。
- 基本的には寮生活であるが、週末は帰省することができる。

- 毎月、保護者へ文書による報告を行っている。各生徒の活動について手書きで事細かに記し、保護者に送付している。

～学校との連携～

- 入所する際は、保護者が学校に出席扱いを依頼し、学校から連絡が入ってくる。
年1回活動報告書を送ってほしいといわれ、活動内容や在籍日数を報告している。
近隣の学校より、市外や県外から入所する子供が多い。
- 在籍校では基本的に出席扱いとなっているが、過去に県外の生徒で、登録した団体以外は対象外ということで認められなかったケースがある。
- 在籍校の先生が様子を見に来るケースが多い。

～運営資金、人材確保等で工夫している点～

- 家庭の状況に応じて減免制度を設けており、半分以上が会費の減免を受けている。
結局、会費収入だけでは厳しくなるが、経営のために生徒を無理やり辞めさせないようにするのはいけないので、自給自足の生活を基本とし、生徒数に収入が左右されにくい工夫をしている。また、栽培した野菜を一部販売しており、収入の足しにしている。基本的には会費を主な収入源としているが、今年度は生徒が少なく、厳しい財政状況である。
- 社会福祉士の資格を持っているスタッフは、子供に合わせた対応や、悩んでいる子供の心を開くのが得意である。
- 以前はNPO法人であったが、毎年提出する資料作成が負担なので、一般社団法人に移行した。
- 体育館がないので、廃校や休止施設を利用させてもらえないか探しているがうまくいっていない。教育目的の場合は優遇してほしい。

【No. 3】

類型	フリースクール							
在籍者数 (内訳)	17人							
	未就学児	小学生	中学生	高校生	高校に在籍していない15～18歳	高校・大学等に在籍していない18歳以上	保護者	その他
			10名	7名				
スタッフ数	6人(うち有給スタッフ数4人※指導者) (内訳)常勤:4人(指導) 兼任:2人(経理・庶務)※財団職員							
所有資格	教員免許, 教員経験者, 教育カウンセラー							

～団体の方針(コンセプト)～

- 奨学金貸付等を行う財団が、不登校児童生徒の学習及び健康づくりの適応指導のため、フリースクールも開設している。
- 経費はすべて財団が負担しているので、会費等は不要。
- 不登校の子供の支援を行っており、とくに中学生については、能力があっても学校になじめず不登校になるが、高校になると通えることが多いので、学校復帰を目指している。高校進学を目標としており、できるだけ各学期始めに学校へ戻すよう努め、難しければ中学卒業後に進学できる高校を探している。最終的には全員の高校卒業を目標としている。
中学校卒業後も、通信制高校に通いながら通塾する生徒もいる。
- フリースクールだけでなく、保護者等から面接・電話による子育て相談、教育関係者から生徒指導等の相談を受けており、専用の相談室もある。
- 保護者からの相談を受けることも多く、入塾希望は多いが、生徒を増やすことは難しい。
当塾は設備も整っているので受入人数を増やすことは可能だが、それでは学校と一緒にになってしまうので、現在の在籍者くらいが4名で指導できる範囲と考えている。

～活動内容～

- 月曜日～金曜日の午前10時から午後4時まで開設。
- 職員4名は、全員が教員免許の資格を保有しており、国語、英語等の主要教科や体育の授業を行っている。
- 週に1回或いは学校行事だけという頻度で、所属校に通学し、それ以外は塾に通ってくる子供もいる。毎日通学できないのが不登校なので、所属校に通うきっかけを大事にしている。

～家庭との連携～

- 不登校には、家庭に問題がある場合もあり、フリースクールだけでなく、子育て相談も受け付けている。
- 塾生の保護者会については、開設当時には行っていたが、日中は仕事で夜しか集まれず、保護者の負担になるとの声があり、現在は行っていない。

～学校との連携～

- 毎日、子供の状況について日誌をつけており、所属校から連絡があればそれも記入している。
「出席日数」、「学校関係連絡回数」、「状況報告」をひと月ごとに一覧を作成し、教育委員会へ報告している。
- 出席状況については、毎月、教育委員会と学校に連絡し、学校長判断で出席扱いとなっている。学校長へは、児童生徒ごとに出席カレンダーを作成して報告している。
- 塾長が元学校長であることもあり、教育委員会との情報共有に力を入れ、よく訪問している。

～運営資金、人材確保等で工夫している点～

- 運営に係る費用はすべて財団が負担し、生徒や保護者の負担は一切ない。また、庶務はすべて事務局長が担当している。
- 指導者は継続して勤続している者が多い。

【No. 4】

類型	フリースクール							
在籍者数 (内訳)	34人							
	未就学児	小学生	中学生	高校生	高校に在籍していない15～18歳	高校・大学等に在籍していない18歳以上	保護者	その他
			11名	23名				
スタッフ数	44人(うち有給スタッフ数42人) (内訳)常勤:2人(指導・運営) 非常勤1人 有償ボランティア39人							
所有資格	教員免許, 教員経験者							

～団体の方針(コンセプト)～

- 医療・福祉関係と強いネットワークを持っている。設立当初から、不登校の児童生徒は、教育だけではなく医療との連携も重要であると考え、代表自身も心理関係の資格を取得し、各種研究会にも参加している。

教育は熱意だけでは進まないこともあり、医療との交わりが不可欠と考えている。

～活動内容～

- フリースクールでは、曜日と時間によって大まかな時間割が組まれており、生徒は自分が来られるときに来て学習をしている。簡単に予定を把握するようにしているが、欠席でも、大体の様子が分かっているので連絡を入れてもらうことはしていない。子供にとっては、欠席の連絡を入れるハードルが高いため。
- 室内には個室スペースが多めにあり、一人で自習することも可能である。
基本は自習であるが、まずは、スタッフと一対一の関係が築けると、安心して過ごせるようになるので、次に、集団活動に移ることができる。
大学生のボランティアが講師となり、児童生徒に教えていることもあるが、勉強というより、各教科を好きになってもらうよう、楽しい講義を心掛けている。その教科を楽しめることが、学習に向かう意欲が喚起され自己肯定感につながる。
- 基本教科の学習に加え、体育や音楽などの体験活動も時間割に組まれている。フリースペースもあり、フリースクールに来て授業には出ないことも可能である。

～家庭との連携～

- 随時、保護者の学習会を開き、子供への接し方、自己肯定感の高め方等について、代表が講義している。保護者には辛さを語り合うよりも、前向きにできることに取り組んでほしいので、勉強会という形をとっている。
また、不登校児童生徒の保護者との個別相談にも対応している。

～学校との連携～

- 設立当時は、代表が市内の学校を回っていたが、最近は団体の活動が知られており、市内の小中学校にはある程度存在が浸透している。また、市教委とも連携があり、市教委同席の学校連携に参加したり、市教委が視察に来たりしている。
- 出席扱いについては、希望すれば、保護者から学校に依頼してもらっており、市内の小中学校で指導要録上の出席扱いは実績がある。月末または月初めに児童生徒の出席日数と簡単な活動報告を在籍校へ郵送している。
原則、学校との連絡は保護者を窓口に行っている。

～運営資金、人材確保等で工夫している点～

- 通信制サポート校としての授業料が主な収入源である。他に、放課後等デイサービスも運営している。
- 大学生がボランティアスタッフとして活動しており、大変助かっている。
教職をとっている学生の中で、先輩から後輩に引き継がれ、毎年学生間のネットワークによって50～60人、教科ごとに10人弱の有償ボランティアの人材が確保されている。
勉強だけでなく、ギターやデッサンなど趣味の講座を担当している者もいる。

【No. 5】

類型	学習塾							
在籍者数 (内訳)	29人							
	未就学児	小学生	中学生	高校生	高校に在籍していない15～18歳	高校・大学等に在籍していない18歳以上	保護者	その他
		14人	8人	7人				
スタッフ数	6人(うち有給スタッフ数0人) (内訳)常勤:2人 非常勤:4人							
所有資格	教員免許,メンタルケア・アドバイザー,チャイルドカウンセラー,生涯学習コーディネーター							

～団体の方針(コンセプト)～

- 貧困家庭は自宅にパーソナルスペースがないので、家に居づらい子供がエスケープできる居場所づくり、お金がなくても勉強できることを目指し、貧困世帯・困窮世帯を中心とした学習塾を運営している。
- 居場所なので、進学したらフリースクールは卒業ということにしていなかったため、卒業後も、遊びに来る子供もいる。
- 代表は教員免許をもたないが、教員ではない立場を生かし、教育と福祉の間のような位置づけで、従来の制度では対応できない子供を支援しようとしている。

～活動内容～

- 月水木金の放課後は学習塾を、火曜日は朝10時からフリースクールを開いている。
- フリースクールには不登校の子供が6人(小学生5名,中学生1名)在籍している。不登校になるきっかけは、以前ははじめが多かったが、今は枠にはまりたくない子供が増えている。
- 発達過程に課題のある子供もおり、自己表現や人とのかかわり方に重きを置いている。また、学校に通えていないことに子供自身がジレンマを抱えているので、前向きになれるよう接している。
- フリースクールの回数を増やしてほしいという声もあるが、職員数の関係で増やせない。フリースクールに来るのは、週1回の楽しみとし、時々学校に行きたいと考えている(フリースクールの日以外は、所属校に通っている子供もいる)。
- 放課後の塾は、静かに勉強する空気になっている。
- 勉強道具等は自身で用意し、自分で計画を考えて自習しており、スタッフ(チューター)は必要に応じて声をかけたりマネジメントを行っている。
- こども食堂にも登録しており、午後7時からは全員で夕食をとっている。勉強場所は各自自由に決めているが、食事時には集まってくる。
- 塾に通うのが難しい子供には、家庭訪問での学習支援(火曜日放課後)や、LINE授業も行っている。

～家庭との連携～

- 不登校の場合、子供は平気だが、親が心配してフリースクールに通わせていることが多い。
- 今年、保護者会を初めて開催したところ好評で、有志のネットワークをつくることができた。保護者会を続けたいと考えてはいるが、ひとり親家庭も多く、親は働いているので予定を合わせるのが難しい。

～学校との連携～

- フリースクールに登録する際は、必ず、最初に当該団体から学校に連絡することとしており、保護者にその旨を説明している。
- 最初に所属校と出席扱いについて協議し、大体認められている。毎月、各学校に報告書（出席状況、活動内容、写真、気付き等）を提出している。

～運営資金、人材確保等で工夫している点～

- 会費は、家庭に負担をかけない月額に設定していることに加え、ひとり親家庭を半額とするなど考慮しているので収益にならず、ホームページのバナーや寄付で賄っている。
- 運営費用だけでなく、塾に必要な電気製品や、こども食堂で使う野菜や米も地域の多くの方から寄付を受けている。
- スタッフが足りないので、受入人数や活動日を増やすことができないが、現時点では人件費も十分支払っておらず、ボランティアの協力を得て何とか運営が成り立っている。

【No. 6】

類型	フリースクール							
在籍者数 (内訳)	128人							
	未就学児	小学生	中学生	高校生	高校に在籍していない15～18歳	高校・大学等に在籍していない18歳以上	保護者	その他
		3名	6名	117名		2名		
スタッフ数	20人(うち有給スタッフ数20人) (内訳) 常勤: 4人(指導・運営) 非常勤: 16人(時間指導, 講師)							
所有資格	教員免許, 教員経験者, 介護士, 児童発達支援管理責任者							

～団体の方針(コンセプト)～

- 小中学生を対象としたフリースクール, 通信制高校サポート校, 放課後等デイサービス, 18歳以上のひきこもりなど社会に出られない人を支援するためのおとな塾で構成される。
- 完全不登校の子供を対象としており, フリースクールでは全ての小中学生を受け入れているが, サポート校では面接で他の通信制高校サポート校でも通えると思った場合は, 他校を紹介し, 受入れを断ることも少なくない。
最初からフリースクールに来られる子供ばかりではないので, 最初は保護者から相談を受け, 面接し通うことになっても, 自宅から出られないうちは, 代表が家庭訪問して家族カウンセリング(母親を笑顔に変えてゆく)を行うホームスクール対応から始め, 短い時間でも登校できるように, 徐々に集団に慣れるような対応をしている。
- フリースクール(小中学生)とサポート校(高校生)の生徒は一緒に活動することも多く, 同じスクールの生徒として扱っている。(在籍者数はフリースクールとサポート校のサイトの計)
異年齢が交流して活動することを大事にしており, 学年が上の者は生徒会役員等の役割もあり, 行事を取りまとめている。
- 保護者や卒業生が訪問することも多く, 子供たちと一緒に活動することで, かつての地域コミュニティの復活を目指している。
- 不登校の児童生徒及びひきこもり状態・ニート状態の大人を支援することを目的とし, 子供から大人までの心の居場所づくりの実現を目指している

～活動内容～

- 学習場所は, 最初は個室を利用し, 次はパーテーションに囲まれた個別テーブル, その次は開放された個別テーブルという風に段階を踏み, 最終的に教室での10～15名程度の授業への参加を目指している。
- フリースクールでは, 午前中はそれぞれが勉強したいことを学習し, 午後は運動や芸術などの体験授業等を行っている。体験型授業を行っており, 社会で実際に活躍されている様々な素敵な生き様の大人との出会いやその生き方に触れるため, 様々な外部講師を招き, 授業を行っている。

- サポート校では、月曜日～金曜日で時間割を組んでいる。別校舎のフリースクールの個室を開放しており、土日を含めそれぞれの状況に合わせて希望すれば、自由な時間に登校することができる。

決まった時間に通学できないのが不登校なので、来られる時間を聞いてスタッフが対応している。一日の参加者数は子供が来てみないと分からないので、誰も来ないときや、保護者も含め多いこともある。

～家庭との連携～

- 保護者にとっての居場所づくりも目指し、保護者に対するカウンセリングも実施している。実情はフリースクールに保護者が一日中誰も来ない日はないくらいの状況。
- 定期的に保護者会を開催している。
- 子供は家庭に居場所が必要だが、それが家庭でできていないことが多い。家庭訪問しても、すぐに学習支援に入れるわけではなく、まずは保護者と話をする。家庭に入らなければ、不登校の支援はできないと考えている。
- 親への働きかけは特に重要であるという思いから、入学届は必ず本人と保護者の2枚分を提出してもらい、親も一緒に不登校支援に取り組むという意識付けを行っている。子供と保護者が一緒に登校する場合も多く、フリースクールには、いつもだれかの保護者がいる状況である。

～学校との連携～

- フリースクールへの入所希望があった場合、必ず在籍校へ連絡をしている。定期的に中学校へ訪問し、それぞれの在籍生徒や出身性との状況報告や相談などを行っている（だいたい3ヶ月に1～2回）。また、在籍校には電話で出席状況の報告を行い、基本的にすべての生徒が在籍校で出席扱いとなっている。個人情報があるので、文書では報告していない。

～運営資金、人材確保等で工夫している点～

- 通信制サポート校、おとな塾、放課後等デイサービスも運営しているが、フリースクールによる収入は少ない。
- 外部講師を含めスタッフ希望者から申し出を受けることが多いため、人材確保は困っていない。教員資格に限らず、生き方にメッセージをもつ素敵な生き様をした大人を代表自ら社会から探してくる。

【No. 7】

類型	その他（児童発達支援センター）							
在籍者数 （内訳）	63人							
	未就学児	小学生	中学生	高校生	高校に在籍していない15～18歳	高校・大学等に在籍していない18歳以上	保護者	その他
	34名	17名	9名	3名				
スタッフ数	25人（うち有給スタッフ数25人）							
所有資格	教員免許，教員経験者，臨床心理士，社会福祉士，保健師，児童指導員，管理栄養士，保育士，							

～団体の方針（コンセプト）～

- 児童発達支援センター事業として、主に、未就学児を対象とする児童発達支援、6～18歳を対象とする放課後等デイサービスを運営し、自主事業として、学校に行きづらい子供の受入れも行っている。
- 人間関係がうまくいかず学校になじめない子供にとっては、人とつながる力を身につけさせることが重要であると考え、当該団体では、独自の支援計画の様式を作成している。そのなかで「社会力」の育成を大事な指標としており、教科教育だけでなく、つながる力、主体的な力といった社会力を身に着けることが、その後のスムーズな発達につながっている。
- 不登校になると保護者は勉強の遅れを心配するが、多くの子供は気持ち的に勉強どころではないため、まず安心させることが大事であり、安心感が生まれると、友達と交流したという気持ちや自己肯定感、決定感につながる。
- 学校復帰ありきではなく、社会に復帰させるという視点が必要。
ただし、活動を通して、子供達が社会力を身につけていく中で将来の夢を描いていくようになるため、それに向けた高校、大学進学という具体的な選択肢の提示も重要と考えている。そのため高校進学のタイミングで学校復帰するケースも多い。

～活動内容～

- 不登校のクラスは午前10時から開始する。放課後等デイサービスにも登録し、引き続き放課後も活動する子供が多い。
子供達のやりたいことや思いを形にすることを中心に活動を組み立てている。曜日と午前・午後でおおまかな活動の流れを作っている。子供の発達段階に応じて、スタッフと相談して個別に時間割を作り、スタッフに勉強を教えてもらう場合もある。一斉の授業形式ではなく、少人数で個別に学習を教えている。
- 未就学児とも一緒に交流行事を行っている。異年齢が交わることで、社会性を高めていくことにつながっている。
- 当該団体が作成した独自の支援計画に基づき、教科学習だけでなく、社会性や人間性の向上にも力を入れている。そうした支援の効果として、学校とは子供の様子が全く違っており、視察に来た教員が驚くこともある。

～家庭との連携～

- サービスを与える側と受ける側になってはいけないとの思いから、保護者との親和性は重視しており、年2回保護者交流会があるほか、行事への参加も多く、夏祭りは保護者の出店も出る。保護者にとっても、人間関係が希薄なので、保護者同士でつながる場が必要と考えている。
- 学校と保護者の間でうまくいっていないケースもあるが、積極的に学校・保護者、当該団体（必要によってはその他の関係団体）間のつながりを大切にしたいと考えている。連携を促進させることも団体の役割と考えている。

～学校との連携～

- 教育委員会、学校からの視察は多い。
- 出席扱いについては、市内の児童生徒は、ほぼ全員出席扱いを認められている。
まず保護者から学校へ、当該団体に通っていることを伝えていただいた上で、連携を取るようになっている。この手順で行くと、学校から団体に連絡が入ることが多い。
- 独自の支援計画は定期的に見直し、学校と共有している。出席状況については、毎月、出席簿の該当生徒部分だけの写しを作成し、提出している。心配なことがある子供については、電話で頻繁に連絡することもある。
- 学校よりも、長い時間子供と接するため、子供の成長の様子や成長目標、手立て等について先生に伝えることができる。

～運営資金、人材確保等で工夫している点～

- 放課後等デイサービス事業は、多様な子供達を受け入れている一方で規制も多い。施設にはたくさんの子供達を受け入れることができる広さがあるが、定員を増やせば給付金額が下がる仕組みがあると同時に、1日の通所児が定員数を超えることにも指導が入る。そのため、毎月、事前に利用予定を提出してもらうようにはするが、不登校の子供達はこの予定どおりに通ってくるわけではないし、むしろいつでも受け入れることができることこそ重要である。
- 児童発達支援センターには、団体と提携している主治医がいるので、利用を希望する子供の中には診断書が出れば放課後等デイサービスの給付費の対象になるため、わずかな自己負担で通うことができる。一方、それ以外の子供は一切補助がないので、利用費が必要になる。利用費が負担できず、経済的な事情でフリースクールに通えない子供は多い。保護者への補助が必要だと考える。
- スタッフは重要であり、原則として資格職を配置することにし、研修も充実させるよう心がけている。スタッフのうち半数は、ボランティアで活動していた学生が、福祉、教育、医療等の専門的な資格を取って復帰してくれている。

【No. 8】

類型	親の会							
在籍者数 (内訳)	0人(会員制ではない)							
	未就学児	小学生	中学生	高校生	高校に在籍していない15～18歳	高校・大学等に在籍していない18歳以上	保護者	その他
スタッフ数	1人(うち有給スタッフ数0人)							
所有資格	社会福祉士, 精神保健福祉士							

～団体の方針(コンセプト)～

- 子供の中には、頑張っても学校に行けないことはあると考えているので、保護者が、子供に学校に行ってほしい場合も、行かなくてもよいと考える場合も、一緒に方法を考えたり、気持ちの整理の仕方等を伝えている。
- 不登校の子供との日々の生活から福祉の必要性を感じ、大学で社会福祉士、精神保健福祉士の資格を取得した。
- 子供にとっては、自身の生活、家庭や、家庭とつながっている地域の存在が肝心である。
不登校児童生徒への支援には「QOLの支援」が重要である考え、「ソーシャルワーク」の勉強を始めた。家庭や地域の支援があれば、子供は自立できると考えている。

～活動内容～

- 設立当初は親の会とともに、子供が過ごせる行事等を開催していた。デイキャンプ・スキー・スケートなどの野外活動やゲーム大会、プロのマンガ家が教えるイラスト教室などで、時間をともにするにつれ少しずつ自分の悩みなどを吐露する場を見守ってきた。
- 子供達が成長し自立してからは、保護者同士の会を主に開催している。
- 月1回(第2土曜日)10:00～12:00に開催。
- 毎回10名程度集まる。会員制はとらず、希望するときに、希望する者が参加できる形にしている。約8割がリピーターで、3年周期くらいでメンバーが入れ替わる傾向にある。
開催地在住の参加者は少なく、市外等から、代表のブログ告知等で開催情報を得て、集まってくる人が多い。
- 中・高校生の保護者がほとんどだが、20代、30代のひきこもりの保護者の参加もある。
当初は母親の参加がほとんどだったが、現在は父親や、祖父母が参加することもある。
祖父母世代は、学校に行かないといけな思っている場合が多く、孫とのギャップがより大きい傾向にある。孫が反発し、意思疎通がうまくいかない悩みが多い(ただし、他の参加者と世代が異なることもあり、参加が続きにくい)。
- 基本は、ピア・カウンセリングなので、お互いの悩みや経験などを話し、他の参加者の意見を聞きながら時間を過ごす。初めての参加者は、最初は涙ながらに事情を話す方も多く、全員で丁寧に話を聞くようにしている。

～家庭への支援～

- 親の会には、民間のフリースクールに通っている保護者が参加することはほとんどない。
広島県では、フリースクールは絶対数が少なく、指導者との相性、保護者の経済力、不登校理解等が必要であり、実際、民間のフリースクールに通える子供は極めて少ない。
また、親の会に参加している保護者も不登校児全体の数%に過ぎない。
- 最近では、発達に特性のある子供が不登校になる場合も多いが、学校では専門的な指導や、ふさわしい選択肢が示されず、相談先に困っている保護者が増えてきている。

～運営資金、人材確保等で工夫している点～

- 会費は徴収せず、毎回のお茶おやつ代等として 300 円のみを集めている。
基本的には、代表個人のできる範囲で運営している。
- 施設利用料は、減免され無料で利用している。
- 会の運営自体は代表 1 人で行っており、行事を開催するとき等は、集まった保護者にボランティアとして手伝ってもらう。

5 付属資料

(1) 集計表

Q1 教育委員会等への情報提供について (n=62)

すべて提供しても良い	52	83.9%
一部提供を希望しない設問がある	8	12.9%
すべて提供は希望しない	2	3.2%

Q6 設立時期 (n=51)

2015～	10	19.6%
2010～2014	14	27.5%
2005～2009	9	17.6%
2000～2004	9	17.6%
～1999	9	17.6%

Q7 法人格取得時期 (法人の場合) (n=36)

2015～	7	19.4%
2010～2014	13	36.1%
2005～2009	6	16.7%
2000～2004	5	13.9%
～1999	5	13.9%

Q10 団体の形態 (n=62)

特定非営利法人 (NPO 法人)	18	29.0%
営利法人 (株式会社等)	15	24.2%
個人・その他	9	14.5%
一般公益・社団法人, 一般公益・財団法人	8	12.9%
法人格を有しない任意団体	6	9.7%
学校法人 (準学校法人)	4	6.5%
上記以外の法人 (社会福祉法人など)	2	3.2%

Q11 団体の類型 (n=62)

フリースクール (フリースペースを含む)	22	35.5%
学習塾	4	6.5%
親の会	3	4.8%
その他	33	53.2%

Q13 主な支援対象 (n=62)

子供及び保護者両方	41	66.1%
児童・生徒 (子供)	20	32.3%
保護者	1	1.6%

Q14 受入対象 (n=62 ※複数回答有)

未就学児	10	16.1%
小学生 (特別支援学校含む)	37	59.7%
中学生 (特別支援学校含む)	48	77.4%
高校生 (特別支援学校含む)	47	75.8%
高校に在籍しない 15～18 歳	40	64.5%
高校・大学等に在籍しない 18 歳以上	32	51.6%
保護者	20	32.3%
その他	8	12.9%
制限していない	7	11.3%

Q16 在籍者数 (n=55)

100人以上	9	16.4%
50人～99人	9	16.4%
10～49人	21	38.2%
10人未満	16	29.1%

Q17 在籍者の通学（参加）範囲 (n=61 ※複数回答有)

（団体が所在する）市町内	40	65.6%
県内市町外	53	86.9%
県外	15	24.6%

Q18 週当たりの活動日数 (n=62)

1日未満	8	12.9%
1日	4	6.5%
2日	6	9.7%
3日	4	6.5%
4日	4	6.5%
5日	19	30.6%
6日	14	22.6%
7日	3	4.8%

Q19 活動内容（子供への支援） (n=61 ※複数回答有)

相談，カウンセリング	45	73.8%
個別の学習	43	70.5%
居場所づくり	42	68.9%
障害のある児童生徒への支援	34	55.7%
芸術活動（音楽，美術，工芸など）	33	54.1%
調理体験（昼食づくりなど）	32	52.5%
スポーツ活動	31	50.8%
社会体験（見学，職場体験など）	28	45.9%
自然体験（自然観察，農業体験など）	23	37.7%
家庭への訪問	20	32.8%
生活支援（基本的生活習慣の確立など）	19	31.1%
就労支援（就職先の紹介など）	18	29.5%
授業形式（講義形式）による学習	16	26.2%
宿泊体験	12	19.7%
学習成果，演奏や作品などの発表会	11	18.0%
食の支援（食事の提供など）	10	16.4%
動画配信等による，在宅での学習	5	8.2%
外国にルーツを持つ子供への支援	5	8.2%
その他	13	21.3%
子供への支援は特にしていない	1	1.6%

Q21 活動内容（保護者への支援） (n=61 ※複数回答有)

保護者との個別相談を行っている	59	96.7%
不登校等児童生徒の保護者の集まり	22	36.1%
家庭訪問を行っている	16	26.2%
その他	11	18.0%
保護者への支援は特にしていない	1	1.6%

Q23 スタッフ数 (n=60)

30人以上	3	5.0%
25～29人	3	5.0%
20～24人	5	8.3%
15～19人	2	3.3%
10～14人	10	16.7%
5～9人	22	36.7%
5人未満	15	25.0%

Q24 有給のスタッフ数 (n=58)

30人以上	3	5.2%
25～29人	2	3.4%
20～24人	3	5.2%
15～19人	2	3.4%
10～14人	5	8.6%
5～9人	14	24.1%
5人未満	29	50.0%

Q25 スタッフの資格保有等状況 (n=62 ※複数回答有)

教員免許	46	74.2%
教員経験者	32	51.6%
臨床心理士等, 心理に関する専門的な資格	28	45.2%
社会福祉士等, 福祉に関する専門的な資格	22	35.5%
特になし	0	0.0%
その他	24	38.7%

Q27 入会金 (n=61)

徴収していない	35	57.4%
5,000円以下	5	8.2%
5,001～10,000円	13	21.3%
10,001～30,000円	4	6.6%
30,001～50,000円	3	4.9%
50,001～100,000円	0	0.0%
100,001円以上	1	1.6%

Q28 会費等 (授業料) (n=60)

徴収していない	13	21.7%
5,000円以下	11	18.3%
5,001～10,000円	5	8.3%
10,001～30,000円	22	36.7%
30,001～50,000円	7	11.7%
50,001円以上	2	3.3%

Q29 授業料等以外の会費 (n=61)

徴収している	29	47.5%
徴収していない	32	52.5%

Q31 減免制度の有無 (n=58)

減免制度がある	24	41.4%
減免制度がない	34	58.6%

Q32 施設の所有状況 (n=62)

自己所有	20	32.3%
公共施設を借用	3	4.8%
民間施設を借用	39	62.9%

Q33 教育委員会との連携実績 (n=62)

連携している	20	32.3%
連携していない	42	67.7%

Q35 学校との連携実績 (n=62)

連携している	40	64.5%
連携していない	22	35.5%

Q37 在籍者のうち、所属校で「指導要録上出席扱い」となっている児童・生徒がいるか。(n=62)

出席扱いの実績あり	32	51.6%
出席扱いの実績なし	23	37.1%
把握していない	7	11.3%

Q38 児童生徒1人1人に対する支援計画の作成の有無 (n=62)

作成している	38	61.3%
作成していない	24	38.7%

Q39 使用している学習教材 (n=61 ※複数回答有)

教科書や学校で使用しているワークやドリル	40	65.6%
団体・施設またはスタッフが独自に作成・用意したもの	33	54.1%
学校で使用していない市販の教材	30	49.2%
その他	7	11.5%
特になし	11	18.0%

Q41 今後、連携したい関係機関 (n=60 ※複数回答有)

行政（教育委員会）	52	86.7%
学校	51	85.0%
行政（福祉部局）	41	68.3%
行政（青少年育成部局）	41	68.3%
医療機関	39	65.0%
他のフリースクール等	31	51.7%
民間企業	28	46.7%
NPO、ボランティア団体	26	43.3%
民生委員等地域の特別職ボランティア	25	41.7%
その他	10	16.7%
特になし	2	3.3%

Q43 運営の課題(n=61 ※複数回答有)

活動・運営資金の確保	43	70.5%
スタッフ等人材の確保	39	63.9%
学校との連携	35	57.4%
広報	34	55.7%
教育委員会との連携	34	55.7%
施設・設備の確保	29	47.5%
教育委員会以外の行政機関との連携	22	36.1%
他のフリースクールとの連携	19	31.1%
その他	5	8.2%
特にない	2	3.3%

(2) 調査票

不登校等児童生徒を支援している民間団体等に関する調査

平成29年度における本県の年間30日以上欠席している不登校児童生徒数は、小学校893人、中学校2,149人となっています。

これまで小・中学校に不登校対策実践指定校を置き、不登校等児童生徒への支援に取り組んだことなどにより、不登校児童生徒数は平成14年度のピーク時からは大幅に減少しているものの、依然として3,000人を超えています。

このため、本年度は「学びのセーフティネット構築事業」において、これまでのスクールソーシャルワーカーの配置拡充に加え、学級集団アセスメントの導入、校内適応指導教室の整備、東大ROCKET in 広島を実施するとともに、不登校等児童生徒への支援を行っている民間団体等との連携方策について検討することとしています。

御存じのとおり、平成28年12月に策定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律」においては、不登校等児童生徒の学習機会を確保するため、国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携を行うこととされています。

広島県教育委員会としましては、みなさまがどのような活動をされておられるのか、また、教育委員会、学校とどのような連携をされているのかなどについて把握した上で、今後の連携方策を検討し、不登校等児童生徒の多様な状況に応じたきめ細かい支援を行ってまいりたいと考えております。

日々の活動でお忙しいとは思いますが、調査へ協力いただきますようお願いいたします。

【調査結果の活用について】

1 公表について

回答団体が特定されないように処理した集計結果をホームページ等で公表します。

2 市町教育委員会等への情報提供について

- 不登校等児童生徒を支援している民間団体等と地方公共団体との連携促進のため、全ての回答を集計し、県内市町教育委員会及び福祉、青少年育成所管課など行政機関へ、情報提供したいと考えています。
- また、市町教育委員会を経由して、所管の学校へ情報提供されることもあります。提供を希望されない場合は、該当の設問(Q1)において、その旨御回答ください。

【回答方法】

- ※ このアンケートにおける「フリースクール等」とは、不登校等児童生徒及びその保護者に対する支援全般を行う団体を指します。
- ※ 実績は、令和元年8月1日現在（もしくは直近の数値）でお答えください。
- ※ 回答締切：令和元年9月30日（月）※回答期限を延長しました。

Q 1 : 教育委員会等への情報提供について (必須)

※希望する情報提供の範囲について、あてはまるものを1つ選んでください。

- すべて提供しても良い
- すべて提供は希望しない
- 一部提供を希望しない設問がある

Q 2 : Q1で「一部提供を希望しない設問がある」を選択された方は、こちらに設問番号を記入してください。

Q 3 : 団体名 (必須)

Q 4 : 団体の所在地 (必須)

Q 5 : 代表者氏名 (必須)

Q 6 : 設立時期

Q 7 : 法人格取得時期 (法人の場合)

Q 8 : 電話番号

Q 9 : E-mail

Q10 : 貴団体の形態について

※もっともあてはまるものを1つ選んでください。

- 特定非営利法人（NPO法人）
- 学校法人（準学校法人）
- 一般公益・社団法人，一般公益・財団法人
- 営利法人（株式会社等）
- 上記以外の法人（社会福祉法人など）
- 法人格を有しない任意団体
- 個人・その他

Q11 : 貴団体の類型について

※もっともあてはまるものを1つ選んでください。

- フリースクール（フリースペースを含む）
- 親の会
- 学習塾
- その他

Q12 : Q11で「その他」を選択された方は，こちらに具体的に記入してください。

Q13 : 主な支援対象について

※もっともあてはまるものを1つ選んでください。

- 児童・生徒（子供）
- 保護者
- 子供及び保護者両方

Q14 : 受入対象について

※現在在籍していなくても，希望があれば受け入れている対象について，あてはまるものを全て選んでください。

- 未就学児
- 小学生（特別支援学校含む）
- 中学生（特別支援学校含む）
- 高校生（特別支援学校含む）
- 高校に在籍しない15～18歳
- 高校・大学等に在籍しない18歳以上

- 保護者
- その他
- 制限していない

Q15 : Q14で「その他」を選択された方は、こちらに具体的に記入してください。

Q16 : 在籍者数について

※合計人数を記入してください

Q17 : 在籍者の通学（参加）範囲について

※あてはまるものを全て選んでください。

- （団体が所在する）市町内
- 県内市町外
- 県外

Q18 : 週当たりの活動日数について

※もっともあてはまるものを1つ選んでください。毎週活動がない場合は、「1日未満」を選んでください。

- 1日未満
- 1日
- 2日
- 3日
- 4日
- 5日
- 6日
- 7日

Q19 : 活動内容（子供への支援）について

※あてはまるものを全て選んでください。

- 【学習支援】個別の学習
- 【学習支援】授業形式（講義形式）による学習
- 【学習支援】動画配信等による、在宅での学習
- 【体験活動】社会体験（見学、職場体験など）
- 【体験活動】自然体験（自然観察、農業体験など）

- 【体験活動】調理体験（昼食づくりなど）
- 【体験活動】芸術活動（音楽，美術，工芸など）
- 【体験活動】スポーツ活動
- 【体験活動】宿泊体験
- 【体験活動】学習成果，演奏や作品などの発表会
- 【その他】障害のある児童生徒への支援
- 【その他】外国にルーツを持つ子供への支援
- 【その他】相談，カウンセリング
- 【その他】家庭への訪問
- 【その他】食の支援（食事の提供など）
- 【その他】生活支援（基本的な生活習慣の確立など）
- 【その他】就労支援（就職先の紹介など）
- 【その他】居場所づくり
- その他
- 子供への支援は特にしていない

Q20 : Q19で「その他」を選択された方は，こちらに具体的に記入してください。

Q21 : 活動内容（保護者への支援）について

※あてはまるものを全て選んでください。

- 不登校等児童生徒の保護者の集まりを開催している
- 家庭訪問を行っている
- 保護者との個別相談を行っている
- その他
- 保護者への支援は特にしていない

Q22 : Q21で「その他」を選択された方は，こちらに具体的に記入してください。

Q23 : スタッフ数について

※スタッフ数（代表者，非常勤，ボランティア等も含む）を記入してください。

Q24 : 有給のスタッフ数について

※スタッフ数のうち，有給のスタッフの人数を記入してください。

Q25 : スタッフの資格保有等状況について

※あてはまるものを全て選んでください。

- 教員免許
- 教員経験者
- 臨床心理士等，心理に関する専門的な資格
- 社会福祉士等，福祉に関する専門的な資格
- 特になし
- その他

Q26 : Q25で「その他」を選択された方は，こちらに具体的に記入してください。

Q27 : 入会金について

※もっともあてはまるものを1つ選んでください。

- 徴収していない
- 5,000円以下
- 5,001～10,000円
- 10,001～30,000円
- 30,001～50,000円
- 50,001～100,000円
- 100,001円以上

Q28 : 会費等（授業料）について

※あてはまる月当たりの金額を1つ選んでください。月ごとの徴収でない場合は、1月当りに換算して選んでください。

- 徴収していない
- 5,000円以下
- 5,001～10,000円
- 10,001～30,000円
- 30,001～50,000円
- 50,001円以上

Q29 : 授業料等以外の会費について

※もっともあてはまるものを1つ選んでください。

- 徴収している
- 徴収していない

Q30 : Q29で「徴収している」を選択された方は、こちらに内容を記入してください。

Q31 : 減免制度について

※あてはまるものを1つ選んでください。

- 減免制度がある
- 減免制度がない

Q32 : 施設の所有状況について

※もっともあてはまるものを1つ選んでください。

- 自己所有
- 公共施設を借用
- 民間施設を借用

Q33 : 教育委員会との連携について

※教育委員会担当者との連絡、教育委員会主催の行事への参加等教育委員会との連携について、あてはまるものを1つ選んでください。

- 連携している
- 連携していない

Q34 : Q33で「連携している」を選んだ方は、こちらに内容を記入してください。

Q35 : 学校との連携について

※教員との定期的な連絡、訪問等児童生徒の所属校との連携について、あてはまるものを1つ選んでください。

- 連携している
- 連携していない

Q36 : Q35で「連携している」を選んだ方は、こちらに内容を記入してください。

Q37 : 在籍者のうち、所属校で「指導要録上出席扱い」となっている児童・生徒がいますか。

※あてはまるものを1つ選んでください。

- 出席扱いの実績あり
- 出席扱いの実績なし
- 把握していない

Q38 : 児童生徒1人1人に対する支援計画の作成について

※あてはまるものを1つ選んでください。

- 作成している
- 作成していない

Q39 : 使用している学習教材について

※あてはまるものを全て選んでください。

- 教科書や学校で使用しているワークやドリル
- 学校で使用していない市販の教材
- 団体・施設またはスタッフが独自に作成・用意したもの
- その他
- 特にない

Q40 : Q39で「その他」を選択された方は、こちらに具体的に記入してください。

Q41 : 関係機関との今後の連携について

※今後、連携したい関係機関を、全て選んでください。

- 行政（教育委員会）
- 学校
- 行政（福祉部局）
- 行政（青少年育成部局）
- 他のフリースクール等
- 医療機関
- 民間企業
- 民生委員等地域の特別職ボランティア
- NPO, ボランティア団体
- その他
- 特にない

Q42 : Q41で「その他」を選択された方は、こちらに具体的に記入してください。

Q43 : 運営の課題について

※活動を進めていくにあたり、課題と感じていることを、全て選んでください

- 活動・運営資金の確保
- スタッフ等人材の確保
- 施設・設備の確保
- 広報
- 学校との連携
- 教育委員会との連携
- 教育委員会以外の行政機関との連携
- 他のフリースクールとの連携
- その他
- 特にない

Q44 : Q43で「その他」を選択された方は、こちらに具体的に記入してください。

Q45 : 支援活動の成果について

※活動の結果、児童生徒にどのような変化があらわれましたか。気づきがあれば記入してください。

Q46 : その他、教育委員会とフリースクール等の連携について、御意見があれば記入してください。

Q47 : できるだけ多くの情報を集めたいので、貴団体以外で、不登校児童生徒及びその保護者に対する支援を行う団体を御存じであれば記入してください。

(3) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

平成二十八年法律第百五号

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

二 児童生徒 学校教育法第十八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。

三 不登校児童生徒 相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。

四 教育機会の確保等 不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいう。

(基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本指針

第七条 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 教育機会の確保等に関する基本的事項

二 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

四 その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣は、基本指針を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体及び教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

(学校における取組への支援)

第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援の状況等に係る情報の共有の促進等)

第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学習支援を行う教育施設の整備等)

第十一条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握)

第十二条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登

校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協議会)

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 都道府県の知事及び教育委員会

二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会

三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策

(調査研究等)

第十六条 国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(国民の理解の増進)

第十七条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資質の向上、

教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教材の提供その他の学習の支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供(通信の方法によるものを含む。)その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者及びこれらの者以外の者であって学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に関する相談をはじめとする各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第四章の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。